# 中央新幹線(東京都·名古屋市間) 環境影響評価方法書 要約書

【長野県】

平成23年9月

東海旅客鉄道株式会社

## まえがき

中央新幹線(東京都・大阪市間)については、全国新幹線鉄道整備法(昭和 45 年 5 月 18 日法律第71 号)(以下「全幹法」という。)に基づき、平成 23 年 5 月 20 日に、国土交通大臣より、東海旅客鉄道株式会社(以下「当社」という。)が営業主体及び建設主体に指名され、同月 26 日、整備計画が決定され、翌 27 日、当社に対して建設の指示がなされた。

当社は、中央新幹線の建設主体として、路線建設について自己負担で進めることとしており、まずは、東京都・名古屋市間について、環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)に基づき手続きを進める。名古屋市・大阪市間については、名古屋市までの開業後、経営体力を回復した上で着手する計画である。

平成23年6月7日及び同年8月5日には、環境影響評価法の一部を改正する法律(平成23年4月27日公布)の趣旨を踏まえ、事業による環境への影響を回避・低減することを目的として、中央新幹線(東京都・名古屋市間)計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)をとりまとめて公表し、広く意見を募集した。

今般、同法並びに「鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年6月12日運輸省令第35号)(以下「国土交通省令」という。)に基づき、「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価方法書」(以下「本方法書」という。)を作成したので、これを公表するものである。なお、配慮書について募集した意見は、本方法書において整理、集約し、あわせて事業者の見解を示した。



山梨リニア実験線

## 目 次

第	1	章	文	付多	事	業σ	)名	称	•								• •								 	 	1
第	2	章	哥	丰業	(者	のB	名	及で	<b> 戊住</b>	所															 	 	1
第	3	章			事						_																
	3-	-1	全	国	新幹	線	鉄道																				
	3-	-2	•		事業			-																			
	3-	-3	中																								
		3-3-	-1	対	象銳	道	建設	等事	፤業(	の種	類														 	 	- 2
		3-3-	-2	対	象銳	道	建設	等事	業:	実施	区地	或の	位	置											 	 	- 2
			1)		-																						
			2)																								
		3-3-	-3																								
		3-3-	-4	対	象銷	道	建設	等事	業	こ係	る	単線	Į. :	複約	泉等	<b>の</b> り	引及	とび	動力	)					 	 	. 8
		3-3-	-5	対	象銳	道	建設	等事	業	こ係	る針	跌道	施	設(	の設	計(	の基	<b>Ŀ</b> 礎	とな	る	列車	の最	高速	速度		 	. 8
		3-3-	-6	そ	の他	事	業の	内容	<b>乳に</b>	関す	る	事項	Į												 	 	. 8
			1)	文	対象:	跌道	建記	ひ等:	事業	の.	エ事	計画	画₫	)概	要										 	 	. 8
			2)																								
			3)																								
			4)																								
			5)	歹	可車(	の走	行に	に伴	う影	響(	こつ	いいっ	T												 	 	16
			6)	7	その	他																			 	 	19
第	4	章	求	寸多	事	業実																					
	4-	-1	自	然的	的状	況	•																		 	 	21
	4-	-2	社:	会的	的状	況																			 	 	23

第	5 章	対象事業に係る計画段階配慮事項	25
5	-1	大気環境	
5	-2	水環境	25
5	-3	土壌環境・その他	26
5	-4	動物・植物・生態系	27
	5-4-		
	5-4-	-2 植物	28
		−3 生態系	
5	-5	人と自然との触れ合い	30
5	-6	環境への負荷	30
U			
J			
	6 章	配慮書に対する環境保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解・・・・・・	31
第	<b>6 章</b> −1	配慮書に対する環境保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解 · · · · · · · 意見の募集結果	
第	-1		31
第	-1 6-1	意見の募集結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31 31
<b>第</b> 6	-1 6-1	意見の募集結果 ····································	31 31 31
<b>第</b> 6	-1 6-1 6-1 -2	意見の募集結果	31 31 31 32
<b>第</b> 6	-1 6-1 6-1	意見の募集結果 -1 意見の募集結果 -2 説明会での意見状況 -1 行政機関からの意見と事業者の見解 -2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	31 31 31 32
第 6 第	-1 6-1 6-1 -2	意見の募集結果	31 31 31 32
第 6 第 7	-1 6-1 6-1 -2 <b>7 章</b>	意見の募集結果 -1 意見の募集結果 -2 説明会での意見状況 -1 行政機関からの意見と事業者の見解 -2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	31 31 32 47 47

本事業の方法書は全線(東京都・名古屋市間)を都県ごとに作成しており、本方法書要約書はその

うちの長野県について取りまとめたものである。

#### 第1章 対象事業の名称

中央新幹線(東京都·名古屋市間)

#### 第2章 事業者の氏名及び住所

代表者の氏名 代表取締役社長 山田 佳臣

主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

#### 第3章 対象事業の目的及び内容

#### 3-1 全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画及び整備計画

全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画及び整備計画は表 3-1-1 に示すとおりである。

区分 項目 内 容 路線名 中央新幹線 起点 東京都 基本計画 終点 大阪市 主要な経過地 甲府市附近、名古屋市附近、奈良市附近 建設線 中央新幹線 区間 東京都・大阪市 走行方式 超電導磁気浮上方式 505 キロメートル/時 最高設計速度 整備計画 建設に要する費用の概算額 90,300 億円 (車両費を含む。) 甲府市附近、赤石山脈(南アルプス) その他必要な事項 主要な経過地 中南部、名古屋市附近、奈良市附近

表 3-1-1 基本計画及び整備計画

中央新幹線は、国土交通大臣から全幹法第6条の定めにより建設主体の指名を受けた当社が、全幹 法第8条の建設線の建設の指示に基づき建設を行う新幹線路線である。

注 建設に要する費用の概算額には、利子を含まない。

#### 3-2 対象事業の目的

中央新幹線については、国土交通省の交政審の答申の中で、中央新幹線整備の現代社会における 国民的・国家的意義として、表 3-2-1 のとおり、明らかにされている。

## 表 3-2-1 交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会中央新幹線小委員会 「中央新幹線の営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定について」答申(抜粋)

- ①三大都市圏を高速かつ安定的に結ぶ幹線鉄道路線の充実
- ②三大都市圏以外の沿線地域に与える効果
- ③東海道新幹線の輸送形態の転換と沿線都市群の再発展
- ④三大都市圏を短時間で直結する意義
- ⑤世界をリードする先進的な鉄道技術の確立及び他の産業への波及効果

#### 3-3 中央新幹線の事業の内容

#### 3-3-1 対象鉄道建設等事業の種類

名 称:中央新幹線(東京都・名古屋市間)

種 類:新幹線鉄道の建設 (環境影響評価法第一種事業)

#### 3-3-2 対象鉄道建設等事業実施区域の位置

#### 1) 起終点

起 点:東京都港区

終 点:愛知県名古屋市

主要な経過地:甲府市附近、赤石山脈(南アルプス)中南部

#### 2)路線概要

中央新幹線の東京都〜名古屋市間の路線は、東京都港区の東海道新幹線品川駅付近を起点とし、 山梨リニア実験線(全体で 42.8km)、甲府市付近、赤石山脈(南アルプス)中南部を経て、名古屋 市の東海道新幹線名古屋駅付近に至る、延長約 286km の区間である。路線概要図を図 3-4-1 に示す。

駅については、ターミナル駅として品川駅付近、名古屋駅付近のほか、中間駅として神奈川県内、 山梨県内、長野県内、岐阜県内に一駅ずつ設置する計画である。

#### (1) 概略の路線選定の考え方

#### ア. 超電導リニアの技術的制約条件等

- ・起点の東京都から名古屋市まで、超電導リニアの超高速性を踏まえ、できる限り直線に近い形 を基本とする。なお、山梨リニア実験線を活用する。
- ・主要な線形条件として、最小曲線半径は8,000m、最急勾配は40‰(パーミル<sup>(1)</sup>)で計画する。
- ・大都市部では、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法<sup>(2)</sup>(平成12年5月26日 法律第87号) に基づき大深度地下を使用できる地域において、できる限り大深度地下を活用する。

#### イ. 地形・地質等の制約条件

- ・活断層は、回避する、もしくは、やむを得ず通過する場合は通過する延長をできる限り短くする。また、脆弱な性状を有する地質についても回避する、もしくは、やむを得ず通過する場合は通過する延長をできる限り短くする。
- ・主要河川は、明かり<sup>(3)</sup>で通過することを基本とし、通過する延長をできる限り短くする。
- ・湖をできる限り回避する。

#### ウ. 環境要素等による制約条件

- ・生活環境(大気環境など)、自然環境(動植物、生態系など)、水環境、土壌環境、文化財など の環境要素ごとの状況等を考慮する。
- ・生活環境保全の面から、市街化・住宅地化が進展している地域をできる限り回避する。
- ・自然環境保全の面から、自然公園区域等を回避する、もしくは、やむを得ず通過する場合でも トンネル構造とするなどできる限り配慮する。

#### (2) 駅位置選定の考え方

#### ア. ターミナル駅

・東京都及び名古屋市のターミナル駅については、いずれも周辺は高度に市街化が進んでいるため地下駅とする。また、東海道新幹線との結節、在来鉄道との円滑な乗り継ぎ、及び国際空港とのアクセスの利便性を確保することが可能で、できる限り当社の用地を活用できる東海道新幹線の既存駅付近に設置する。

#### イ. 中間駅

- ・中間駅については、「(1) 概略の路線選定の考え方」のとおり、起終点をできる限り直線に近い 形で結ぶ概略ルート上で、1 県 1 駅とする。
- ・駅として必要な機能及び条件を満たす位置で計画する。

<sup>(1)</sup> パーミルとは、1/1000 を表し、40%とは 1,000m の水平距離に対して 40m の高低差となる勾配をいう。

<sup>(2)</sup> 大深度地下は通常利用されない空間であるため、公共の利益となる事業のために使用権を設定しても、通常は、補償すべき損失が発生しない。このため、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法は、事前に補償を行うことなく大深度地下に使用権を設定できる法律である。

なお、大深度地下とは、次のうちいずれか深い方の地下をいう。

①建築物の地下室及びその建設の用に通常供されることがない地下の深さとして政令で定める深さ(地表より 40m)。 ②当該地下の使用をしようとする地点において通常の建築物の基礎杭を支持することができる地盤として政令で

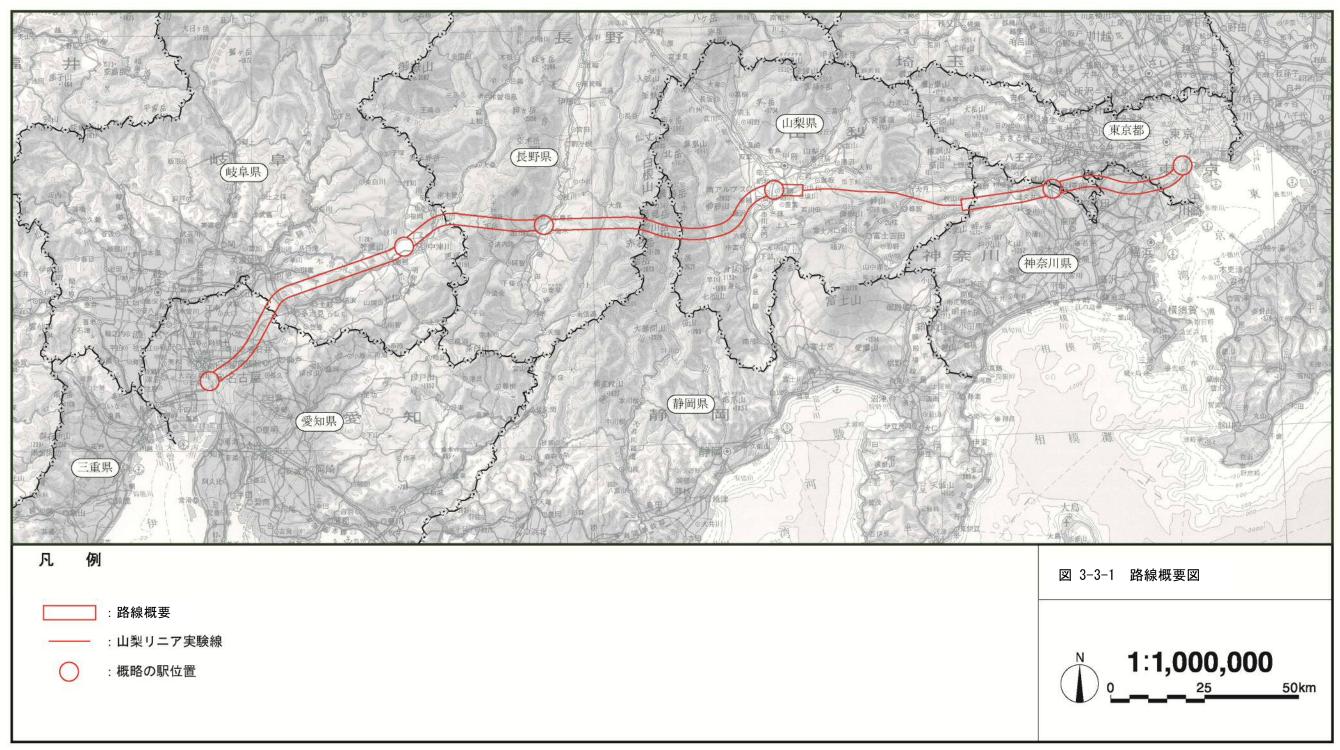
② 自該地下の使用をしようとする地点において通常の産業物の基礎机を支持することができる地盤として政争で 定めるもののうち最も浅い部分の深さに政令で定める距離 (10m) を加えた深さ。

<sup>(3)</sup> 明かりとは、トンネル構造以外の橋梁、高架橋等の地表に建設された構造物上を列車が走行する区間をいう。

・大深度地下を使用できる地域を除き、地上駅を基本とする。

#### 〇必要な機能及び条件

- ア) 技術的に設置可能であること
- ・駅の形態は、2 面 4 線島式ホームと上下亘り線を設置できること。そのため、平面線形として直線で約 1km 確保可能で、縦断線形として原則レベル区間であること。
- イ) 利便性が確保されること
- ・広域からアクセスが可能となる高規格道路との結節が図られるようインターチェンジ等との 距離ができる限り短いこと。
- ・既存の鉄道駅に近接していること。
- り) 環境への影響が少ないこと
- ・地上駅の場合、電波障害、日照阻害などの生活環境や景観等への影響をできる限り低減する ため、駅前後を含め、著しく高い高架構造とならないこと。
- エ) 用地確保が可能であること
- ・駅及び自動車乗降場やタクシー乗り場のほか、高速バスや観光バス乗り場、パークアンドライド駐車場など、多様な交通に対応できる交通広場・駐車場等の用地の確保が可能であること。



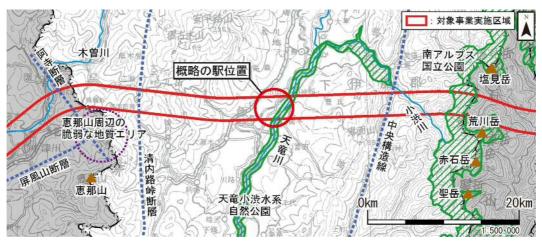
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 100 万分の 1 日本、50 万分の 1 地方図、数値地図 200000(地図画像)及び数値地図 50000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平 23 情複、第 266 号)」

#### (3) 長野県内の路線概要

対象鉄道建設等事業実施区域(以下「対象事業実施区域」という。)を図 3-3-2 に示す。

- 南アルプスをほとんどトンネルで通過する。
- ・糸魚川・静岡構造線及び中央構造線をできる限り短い距離で通過する。
- ・静岡県と長野県の県境に位置する 3,000m 級の稜線の中で、土被りをできる限り小さくできる荒川岳、塩見岳の間を通過する。
- ・小渋川を、明かりで、できる限り短い距離で通過する。
- ・伊那山地西端から中央アルプス南縁西部までを直線に近い形で西に向う。地形上、天竜川周辺 は明かりで、中央アルプスは主にトンネルで通過する。
- ・天竜川を、明かりで、できる限り短い距離で通過する。
- ・長野県と岐阜県の県境付近においては、中央アルプス南縁西部の阿寺断層と屏風山断層が近接 する恵那山周辺の脆弱な地質による影響を回避するため、また、東西方向に並行する屏風山断 層の影響を回避するため、恵那山の北方を通過する。
- ・清内路峠断層、阿寺断層をできる限り短い距離で横断する。
- ・中央アルプス南縁部の河川等から取水している地域において、今後、取水の方法や使用状況等 を十分に把握し、地質・水文学的シミュレーションなどの手法により検討を行い、影響度合い の把握に努めた上で、ルートの絞り込みを行っていく。
- ・長野県駅は、長野県等からの要望を踏まえ、技術的に駅設置が可能で、利便性が確保されると ともに、環境への影響が少なく、用地確保が可能である天竜川右岸平地部に設置する計画であ る。

なお、路線や付帯施設の位置・規模等については、今後、計画を具体化していく。



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 100 万分の 1 日本、50 万分の 1 地方図、数値地図 200000 (地図画像)及び数値地図 50000 (地図画像)を複製したものである(承認番号 平 23 情複、第 266 号)」

図 3-3-2 対象事業実施区域

#### 3-3-3 対象鉄道建設等事業の規模

東京都から名古屋市間の新幹線鉄道の建設 延長 約286km (内、長野県 約50km) このうち、山梨リニア実験線 (上野原市から笛吹市間)42.8km を含む

#### 3-3-4 対象鉄道建設等事業に係る単線、複線等の別及び動力

単線、複線の別 : 複線

動 カ : 交流 33,000 ボルト

#### 3-3-5 対象鉄道建設等事業に係る鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度

最高設計速度:505km/h

#### 3-3-6 その他事業の内容に関する事項

#### 1) 対象鉄道建設等事業の工事計画の概要

地表式、掘割式、嵩上式 延長 約 38 km (山梨リニア実験線約 8km を含む) トンネル 延長 約 248 km (山梨リニア実験線約 35km を含む)

停車場 6 箇所

内 地上駅 3箇所(山梨県、長野県、岐阜県)

地下駅 3箇所(東京都、神奈川県、愛知県)

車両基地 2箇所(神奈川県、岐阜県(工場含む))

#### 2)主要な線形条件

最小曲線半径:8,000m 最 急 勾 配:40‰

#### 3) 超電導リニアの原理

#### (1) 超電導リニアについて

超電導リニアについては、その先進性や高速性から、中央新幹線への採用が最もふさわしいと考え、技術開発に取り組むとともに、山梨リニア実験線の先行区間 18.4km を建設し、走行試験を行い、成果を確認してきた。

その結果として、超電導リニアは、安全性・安定性をはじめ、既に営業運転に支障ない技術レベルに到達している。こうした技術の現状については、平成21年7月の国土交通省の超電導磁気浮上式鉄道実用技術評価委員会(以下「評価委員会」という。)において「営業線に必要となる技術が網羅的、体系的に整備され、今後詳細な営業線仕様及び技術基準等の策定を具体的に進めることが可能となった」と評価され、確認されている。

また、山梨リニア実験線においては、現在、42.8kmへの延伸工事と設備の実用化仕様への全面的な更新を進めている。

#### (2) 超電導とは

ある種の金属・合金・酸化物を一定温度まで冷却したとき、電気抵抗がゼロになる現象を超電導現象という。図 3-3-3に示すとおり、超電導リニアの場合、超電導材料としてニオブチタン合金を使用し、液体ヘリウムでマイナス269℃に冷却することにより超電導状態を作り出している。超電導状態となったコイル(超電導コイル)に一度電流を流すと、電流は永久に流れ続け、極めて強力な磁石(超電導磁石)となる。

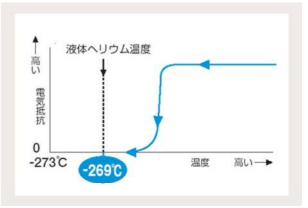


図 3-3-3 電気抵抗と温度の関係

#### (3) 車両とガイドウェイの構成

ガイドウェイは、地上コイル(推進コイルと浮上案内コイル)を支持する側壁及び走行路で構成される。また、車両には超電導磁石が搭載される。車両とガイドウェイの構成を図 3-3-4に示す。

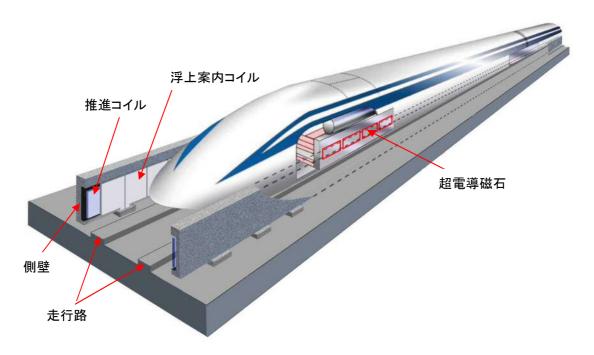


図 3-3-4 車両とガイドウェイの構成

#### (4)推進の原理

車両に搭載されている超電導磁石には、N極とS極が交互に配置されている。図 3-3-5に示すとおり、超電導磁石の磁界と、推進コイルに電流を流すことで発生する磁界との間で、N極とS極の引き合う力とN極同士、S極同士の反発する力が発生し、車両を前進させる。

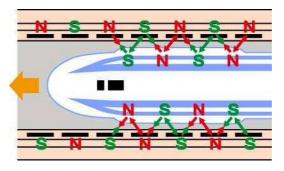


図 3-3-5 推進の原理

#### (5) 浮上の原理

浮上の原理は、図 3-3-6に示すとおり、車両の超 電導磁石が高速で通過すると両側の浮上案内コイ ルに電流が流れて電磁石となり、車両を押し上げる 力(反発力)と引き上げる力(吸引力)が発生し、 車両が浮上する。

なお、低速走行時には車両を支持輪タイヤによって支持しながら走行する。

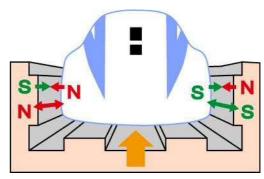


図 3-3-6 浮上の原理

#### (6)案内の原理

ガイドウェイの左右の側壁に設置されている浮上案内コイルは、図 3-3-7に示すとおり車両の中心からどちらか一方にずれると、車両の遠ざかった側に吸引力、近づいた側に反発力が働き、車両を常に中央に戻す。

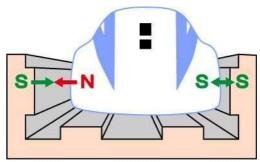


図 3-3-7 案内の原理

#### 4) 超電導リニアの施設・設備

長野県に計画している施設・設備について、標準的な断面等を示す。

#### (1) 嵩上式(高架橋・橋梁)

本線の軌道中心間隔は 5.8m であり、構造物の幅は約 14m である。高架橋の標準的な断面図を図 3-3-8 に示す。なお、河川や道路等で交差する箇所においては、地形等を考慮し、個別に橋梁の構造を検討する。

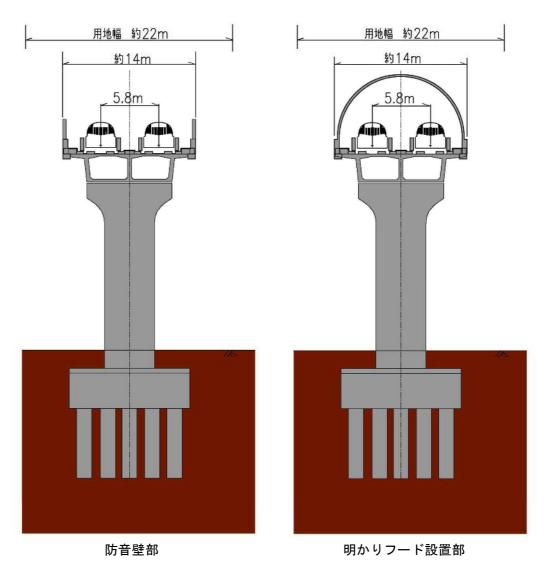


図 3-3-8 高架橋の標準的な断面図(山梨リニア実験線の例)

#### (2) 地上駅

地上駅は、敷地として延長約 1km、最大幅約 50m、面積約 3.5ha を想定している。地上駅のイメージを図 3-3-9 に示す。

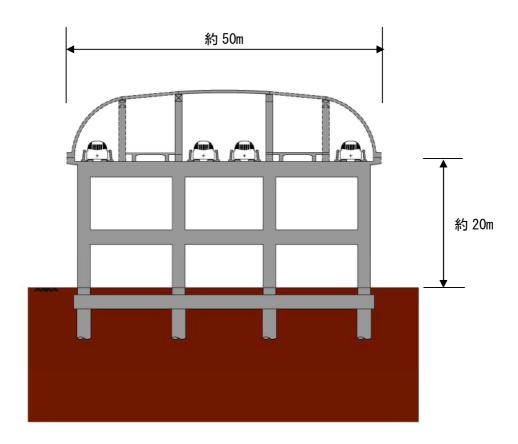


図 3-3-9 地上駅のイメージ

#### (3) トンネル

山岳トンネルの内空有効断面積 $^{(4)}$ は、約 $74m^2$ である。山岳トンネルの標準的な断面図を図3-3-10に示す。

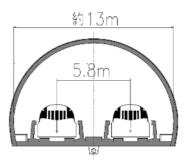


図 3-3-10 山岳トンネルの標準的な断面図

\_

<sup>(4)</sup> 内空有効断面積は、トンネル内空断面積からガイドウェイ等の断面積を引いた面積をいう。

## (4)斜 坑

斜坑のイメージを図 3-3-11 に示す。

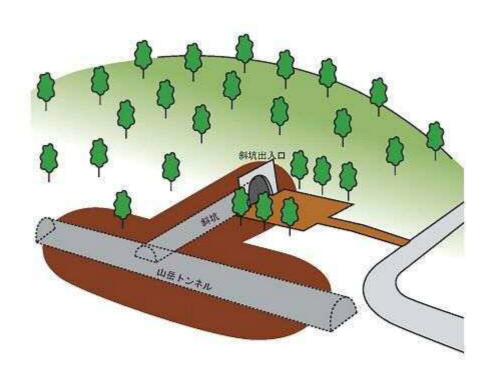
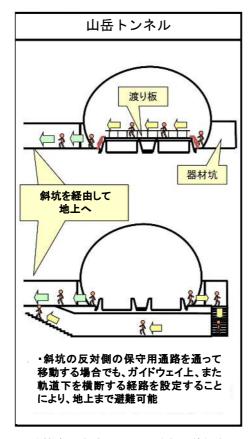


図 3-3-11 斜坑のイメージ

なお、トンネル施工に伴い設置する斜坑は、供用時において、災害時等の避難用通路、保守用通路及び換気施設となる。災害時の斜坑の利用イメージを図 3-3-12 に示す。



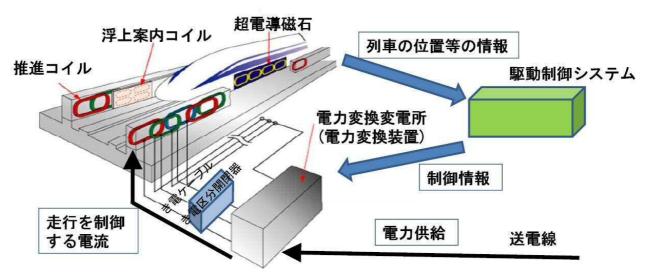
資料:交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会 中央新幹線小委員会(第2回)資料 図 3-3-12 災害時の斜坑の利用イメージ

#### (5)換気施設

斜坑(一部を除く)には、供用後のトンネル施設内の給排気を行うための換気施設を設置し、当 該換気施設内に換気装置及び消音装置を設置する。なお、斜坑に換気施設を設ける場合は地上には 設置せず、坑内に設ける計画である。

#### (6)設備

超電導リニアを駆動するため、送電線からの電力を電力変換変電所で受電し、当該変電所において、列車速度に応じた周波数、列車位置に応じた電流の位相及び列車の加速減速の速度に応じた電流値になるよう電流を変換する。この電流をき電ケーブル、き電区分開閉器を通じて、推進コイルに供給し、列車を駆動させる。また、列車の位置や速度を検知するシステムにより、常時、列車位置・速度を駆動制御システムにフィードバックすることで列車の駆動を制御する。超電導リニアの設備のイメージを図 3-3-13 に示す。



資料:交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会 中央新幹線小委員会 (第2回) 資料 図 3-3-13 設備のイメージ

#### (7) 車上電源

車上電源は、超電導磁石の冷凍機、車内の空調、照明等を稼働するため、車両に供給する電源の ことである。

超電導リニアの車上電源には、地上に設置されたコイル(地上ループ)と車両に設置された集電 コイルとの電磁誘導作用を利用して車両機器へ電源を供給する誘導集電方式を採用する。

誘導集電方式による車上電源供給のイメージを図 3-3-14 に示す。

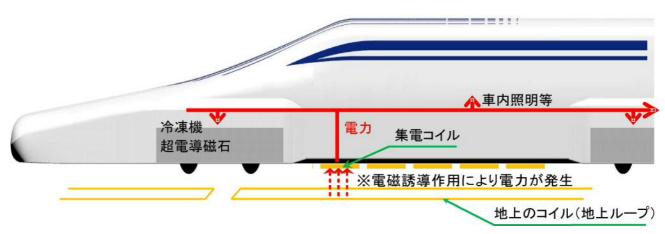


図 3-3-14 車上電源供給のイメージ

#### 5) 列車の走行に伴う影響について

#### (1)沿線騒音

沿線騒音については、評価委員会において、超電導リニアの騒音に関する環境基準(案、基準値) として、発生源の速度域に関係なく評価が可能である新幹線と同様の「新幹線鉄道騒音に係る環境 基準(表 3-3-1 参照)」を適用することとしている。

評価委員会においては、「基準値(案)が「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(環境庁告示)」に準拠して設定され、実測データを基に16両編成での騒音値を予測したところ、測定点に近接する側のガイドウェイ中心から25m離れた位置において上記基準値(案)を満たす結果が得られている。また、必要な箇所に明かりフード等を設置して上記基準値(案)を達成するといった考え方が明確にされ、営業線に適用する設備仕様の具体的な見通しが得られ、実用化に必要な技術が確立している。」と評価されている。

表 3-3-1 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和50年環境庁告示第46号)

	地域の類型	基準値 (dB)
Ι	主として住居の用に供される地域	70 以下
II	商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75 以下

#### (2) 地盤振動

地盤振動については、評価委員会において、超電導リニアの走行に伴い発生する地盤振動の基準値(案)として、新幹線での指針値である「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)(表 3-3-2 参照)」を適用することとしている。

評価委員会においては、「地盤振動について、基準値(案)が「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)(環大特)」に準拠して設定され、16 両編成での振動値を予測したところ、特段の対策を実施せずとも、上記基準値(案)が充分達成可能であるということが明確にされている。」と評価されている。

表 3-3-2 新幹線鉄道振動に係る指針値

(昭和51年環大特第32号)

指針

70dB を超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。

#### (3)トンネル微気圧波

微気圧波とは、列車のトンネル突入により生じた圧縮波が、トンネル内を音速で伝播し、反対側の坑口や斜坑坑口からパルス状の圧力波となって放射される現象である。トンネル微気圧波の発生メカニズムを図 3-3-15 に示す。

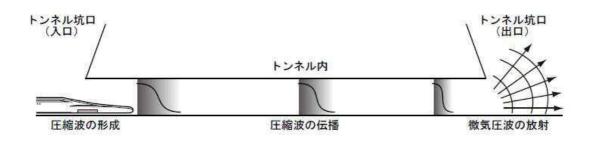


図 3-3-15(1) トンネル微気圧波発生のメカニズム(山岳トンネル)

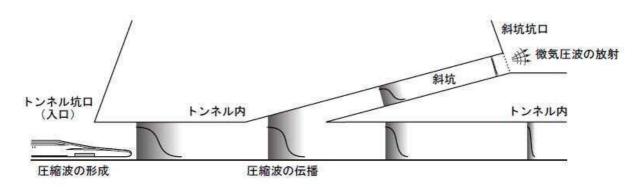


図 3-3-15 (2) トンネル微気圧波発生のメカニズム (斜坑)

トンネル出口部及び斜坑の微気圧波については、「トンネル坑口緩衝工の設置基準(案)」(山岳トンネル設計施工標準・同解説、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、平成20年4月)においてトンネル坑口緩衝工の設置の目安値として、「民家近傍で微気圧波のピーク値が20Pa以上、坑口中心から20m地点<sup>(5)</sup>で原則50Pa以上」であるとされている。これをもとに、評価委員会においては、超電導リニアの基準値(案)を「民家近傍で微気圧波のピーク値が20Pa以下、坑口中心から20m地点で原則50Pa以下」と設定している。

計画に際しては、上記の基準値(案)を踏まえ、必要な箇所には所要の延長の緩衝工や明かりフードを設置する予定であり、これらの設置により評価委員会においても「営業線に適用する設備仕様の具体的な見通しが得られ、実用化に必要な技術の確立の見通しが得られている。」と評価されている。

-

<sup>(5)</sup> トンネル坑口中心より線路方向に 20m 離れた地点

#### (4)磁 界

超電導リニアの走行に伴い、図 3-3-16 に示すとおり、推進コイル、浮上案内コイル及び車両に 搭載する超電導磁石それぞれから磁界が発生する。ただし、推進コイル及び浮上案内コイルから発 生する磁界は超電導磁石と比較して非常に小さい。

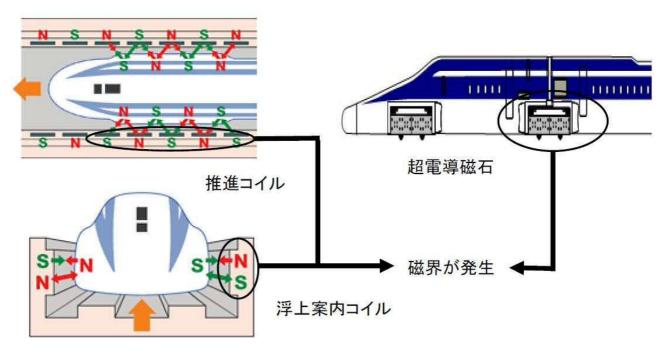


図 3-3-16 磁界の発生

磁界については、評価委員会において、「ICNIRP ガイドライン(WHO 見解)<sup>(6)</sup>」を適用し、超電導リニアの磁界に係る基準値(案)を設定することとされており、最新のガイドラインに基づく基準値(案)は、表 3-3-3 のとおりである。

	1- T- W	/ ± 5 = 1/			
表 3-3-3	超雷導リニアの磁界	(静磁界)	変動磁界)	に係る基準値	(室)

	静磁界	変動磁界						
周波数 f [Hz]	0	0~1	1~8	8~25				
磁束密度B[mT]	400	40	40/ f <sup>2</sup>	5/ f				

注 1. リニモ (愛知高速交通 (株) 東部丘陵線) においても、ICNIRP のガイドラインにより環境影響評価を実施している。

注 2. 静磁界とは時間とともに向きや強さが変化しない磁界をいう。また、変動磁界とは時間とともに向きや強さ が変化する磁界をいう。

\_

<sup>&</sup>lt;sup>(6)</sup> 超電導リニアでの磁界の基準値(案)については、世界保健機関(WHO)の見解に従い、磁界による人体への影響に関する予防的な観点から検討された国際非電離放射線防護委員会(ICNIRP)のガイドラインを適用している。

発生した磁界(主に超電導磁石)による影響の概要及びその対策を表 3-3-4 に示す。

これらの対策により、測定結果は基準値(案)を下回っており、評価委員会においては、「営業線に適用する設備仕様の具体的な見通しが得られ、沿線磁界及び車内磁界の双方に対して基準値(案)の達成が可能な技術が確立している。」と評価されている。

表 3-3-4 磁界影響の概要及びその対策

	車内 (客室部)	車内(貫通路部:車両間通路)	ホーム及び沿線
	影響:超電導磁石からの影響	影響:超電導磁石からの影響	影響:停車中の車両の超電導磁石
	を受ける。	を受ける。	からの影響を受ける。
	対策:客室は超電導磁石から	対策:磁気シールドにより磁	対策:ホームについては、磁気シ
	離れた位置にあり、ま	界の影響を低減する。	ールドにより磁界の影響
静	た磁気シールドにより		を低減する。
磁	磁界の影響を低減す		沿線については、用地境界
界	る。		での磁界が基準値(案)以
			下となることを基本とし、
			必要に応じて磁気シール
			ドを設置し、磁界による影
			響を低減する。
	影響:対向列車の超電導磁石	影響:対向列車の超電導磁石	影響:走行中の車両の超電導磁石
	からの影響を受ける。	からの影響を受ける。	からの影響を受ける。
	対策:客室側面の磁気シール	対策:磁気シールドにより磁	対策:ホームについては、磁気シ
亦	ド及びアルミ車体によ	界の影響を低減する。	ールドにより磁界の影響
変動	り磁界の影響を低減す		を低減する。
磁	る。		沿線については、用地境界
界			での磁界が基準値(案)以
			下となることを基本とし、
			必要に応じて磁気シール
			ドを設置し、磁界による影
			響を低減する。

#### (5) 温室効果ガス排出量

超電導リニアの  $CO_2$ 排出量を表 3-3-5 に示す。速度域を考慮し、航空機と比較した場合、航空機に対して超電導リニアの排出量は 1/3 である。

表 3-3-5 002排出量の比較(東京~大阪間;1人あたり)

	CO <sub>2</sub> 排出量(kg-CO <sub>2</sub> /人)	CO <sub>2</sub> 排出量比較
超電導リニア	29. 3	1
航空機	96. 9	3

#### 6) その他

工事は、平成26年度に着工し、平成39年度の営業開始を想定している。

### 第4章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

沿線の地域特性に関して、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果は下記に示すと おりである。対象事業実施区域を含む周辺市町村<sup>(1)</sup>は、長野県内で大鹿村、松川町、豊丘村、喬木村、 飯田市、高森町、阿智村、南木曽町の1市3町4村となる。

#### 4-1 自然的状況

表 4-1-1(1) 自然的状況の概況

項	į			概 況		
		<ul><li>対象事業実施区域及び</li></ul>	その周囲 <sup>(2)</sup>	198 198	飯田特別地域気象	象観測所の過去 10
		年(平成13年~平成2				KKKI// 少過五 10
			降水量	年平均湿度	年間日照時間	年平均風速
			76.1mm	68. 9%	2,030.3 時間	2. 2m/s
	気 象	<ul><li>・南木曽地域気象観測所の</li></ul>		, ,	-,	
	X ×					
		2℃程度低く、年間日照				の強さとなってい
		る。また、年間降水量は				<b>在知识</b> [[]] [] [] []
		・大鹿地域雨量観測所の	牛间降水重	(11 1,632.7mm C)	<b>取田特別地</b> 墺気	家観測所と同程度
		となっている。         ・対象事業実施区域及び	フの国国は	・エンルフーエタル。ナナキ	土 一本儿, 売 丰 刀	ィド河 大小 フ 小 He FF
					E、酸化 全	ひ浮遊粒子状物質
		は、全測定局で環境基準				
I be will take	大気質	・光化学オキシダントは、				していない。
大気環境		・ダイオキシン類は、全			-	
の状況		・対象事業実施区域及び	その周囲に	おいて、有害大気	気汚染物質及び降	トはいじんの測定
		は行われていない。		3 - 13 - 15 - 15 - 15 - 15 - 15 - 15 - 1	h.,	and the data with the same
	騒音	・対象事業実施区域及び			音は、昼夜間とも	に環境基準以下で
		あったのは、測定地点				
		<ul><li>対象事業実施区域を含</li></ul>	む市町村の	うち、飯田市は駅	番音規制法に基づ	く規制区域に該当
		する。				
		<ul><li>対象事業実施区域及び</li></ul>				*
	振動	・対象事業実施区域を含	む市町村の	うち、飯田市は捌		く規制区域に該当
		する。				
		・悪臭に関する測定は、1	飯田市内の	3事業所におい	て実施されており	、いずれも規制基
	悪臭	準を満たしていた。				
	70. 70	<ul><li>対象事業実施区域を含</li></ul>	む市町村の	うち、飯田市は思	悪臭防止法に基づ	く規制区域に該当
		する。				Un. SS
		・天竜川は、長野県諏訪				
	水象	・木曽川は、長野県木曽				
		南西に流下し、岐阜県		:どと合流し、愛知	印県犬山市で濃尾	平野に出て南西に
		流下し、伊勢湾に注い				
		・対象事業実施区域及び				
		全に関する項目につい				
		いて環境基準を満たして				
		物質量 (SS) が 2 地点				
水環境の	水質	康の保護に関する項目				
状況		・人の健康の保護に関する				
		ラクロロエチレンの達り				
		豊丘村で 0.0%、喬木村				J智村で66.7%とな
		っているが、その他のこ				
	底質	<ul><li>対象事業実施区域及びる</li></ul>	その周囲の	ダイオキシン類は	、全地点(1 地点	)で環境基準を満
		たしている。				
		<ul><li>対象事業実施区域及び</li></ul>				
	水資源	<ul><li>対象事業実施区域を含む</li></ul>				
		<ul><li>対象事業実施区域及び</li></ul>	その周囲に	は、水道水源保全	と地区が1地区指定	定されている。

<sup>(1)</sup> 対象事業実施区域で示されている区域が掛かる関係市町村の全域。

② 方法書図面集(5万分の1)図面の範囲内で、対象事業実施区域に掛かる関係市町村が表示されている範囲。

## 表 4-1-1(2) 自然的状況の概況

_		表 4-1-1(Z) 自然的仏沈の概沈
項	目	概、況
土壌及び地盤の状況		<ul><li>・対象事業実施区域及びその周囲におけるダイオキシン類は、全調査地点で環境基準を満たしている。</li><li>・対象事業実施区域及びその周囲では、地盤沈下の測定は行われていない。</li></ul>
地形及び地質の状況		<ul> <li>・対象事業実施区域及びその周囲には、南アルプス国立公園、中央アルプス県立自然公園及び天竜小渋水系県立自然公園が分布している。</li> <li>・対象事業実施区域及びその周囲には、荒川岳カールや中央構造線等の重要な地形・地質が存在する。</li> <li>・対象事業実施区域及びその周囲には赤石山地、伊那山地、伊那盆地、木曽山地及び恵那山地が分布し、山地と盆地の対照が著しく、丘陵地の分布はきわめて限られている。また、伊那盆地には河岸段丘が分布している。</li> <li>・対象事業実施区域及びその周囲の地質については、豊丘村の広い範囲及び阿智村から飯田市にかけての広い地域に花崗岩質岩石が分布している。また、中央構造線から東にかけては多種の地質が広がっており、ホルンヘルス、圧砕岩質岩石、氾濫原堆積物の礫・砂・泥、黒色片岩、斑レイ岩、蛇紋岩質岩石、緑色片岩、泥岩、輝緑凝灰岩、石灰岩、珪岩質岩石、砂岩・泥岩互層が分布している。なお、天竜川付近には氾濫原堆積物として砂・礫・泥といった地質が、またその周辺には扇状地砂礫層が分布しており、扇状地の扇端部は氾濫原堆積物(砂質土や粘性土)と互層状に堆積しており、全体に軟弱層が厚くなっている。</li> <li>・対象事業実施区域及びその周囲には、鉱山は存在しない。</li> </ul>
動植物の生	動物	<ul> <li>・対象事業実施区域及びその周囲には、自然環境保全地域の野生動植物保護地区に指定されている地域はない。</li> <li>・対象事業実施区域及びその周囲には、鳥獣保護区8箇所が指定されている。</li> <li>・重要な哺乳類は、カモシカの生息が報告されている。</li> <li>・重要な鳥類は、ハイタカ、ライチョウ、ヒクイナ、チゴモズ等の生息が報告されている。</li> <li>・重要な両生類・爬虫類は、モリアオガエル及びハコネサンショウウオの生息が報告されている。</li> <li>・重要な昆虫類は、ムカシトンボ、ムカシヤンマ、オオムラサキ等の生息が報告されている。</li> <li>・重要な魚類は、生息が報告されていない。</li> </ul>
息・生育、 植生及び生	植物	・対象事業実施区域及びその周囲には、天然記念物(植物)は32件存在する。また、巨樹・巨木林は55箇所存在し、特定植物群落は7箇所存在する。
態系の状況	藻場・干潟 ・湿地	・対象事業実施区域及びその周囲には、藻場・干潟は存在しない。また、環境省の日本 の重要湿地 500 で指定されている湿地は存在しない。
	生態系	<ul> <li>・対象事業実施区域及びその周囲は本州中北部太平洋側区域に属する。この区域は本州の中では寒冷であるが、冬期の積雪は少なく、イヌブナなどの夏緑樹林が発達している。荒川源流域のブナ・イヌブナ林や、赤石山地のブナ林などは、この区域のまとまった夏緑樹林である。本州、四国、九州の他地域と共通して動物相の固有性が高く、イノシシやニホンジカが分布する。</li> <li>・対象事業実施区域及びその周囲の生態系は、①赤石山地や恵那山地を含む山地帯にあたる地域、②天竜川周辺から山地帯の間に位置する伊那山地、富草山地、伊那盆地の一部にあたる地域、③天竜川を含む伊那盆地にあたる地域の3つに大別できると考えられる。</li> </ul>
景観及び人と自然との	景観	・対象事業実施区域及びその周囲の自然景観資源は、火山景観が 1 件、山地(非火山) 景観が 18 件、河川景観が 33 件、その他が 1 件分布している。 ・対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点は 7 地点である。
触れ合いの人と自然と活動の状況の触れ合いの活動の場		・対象事業実施区域及びその周囲の主要な人と自然との触れ合いの活動の場は、19 箇所存在する。

## 4-2 社会的状況

## 表 4-2-1 社会的状況の概況

項目	概、況
7 7	・対象事業実施区域を含む周辺市町村における平成12年から平成22年までの10年間の人
トロ及び卒業	□ □推移は、やや減少傾向を示している。 □ □ ■ ■ ■ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
人口及び産業	・長野県の産業次別就業人口の割合は、いずれの地域も第3次産業の就業人口の割合が全
	国水準と比べて低くなっており、第1次産業、第2次産業については、大鹿村の第2次
	産業を除いては全国水準と比べて高くなっている。
	・対象事業実施区域を含む周辺市町村の土地利用状況は、いずれの市町村でも山林が占め
	る割合が高く、大鹿村、南木曽町では80%を超えている。また松川町、高森町では畑地が
	やや多く、約10%を占めている。
	・対象事業実施区域を含む周辺市町村においては、都市計画法に基づく都市計画区域と用
土地利用の状況	途地域、国土利用計画法に基づく 5 地域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法
	律に基づく急傾斜地崩壊危険区域、砂防法に基づく砂防指定地、地すべり等防止法に基
	づく地すべり防止区域、及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保
	護区が指定されている。
	・対象事業実施区域を含む周辺市町村のうち、松川町、高森町及び飯田市に都市計画法に
	基づく用途地域が指定されている。
	・対象事業実施区域を含む周辺市町村では、松川町及び高森町において上水道への地下水
	利用があり、簡易水道については、大鹿村、松川町、豊丘村、喬木村、高森町、飯田市、
地下水の利用状況	阿智村、南木曽町において地下水が利用されている。
	・対象事業実施区域及びその周囲における代表的な湧水は 3 箇所が存在する。また、対象
	事業実施区域及びその周囲に温泉地は9箇所ある。
	・対象事業実施区域及びその周囲の鉄道は、東海旅客鉄道が営業している。
交通の状況	・対象事業実施区域及びその周囲を通過する主要な道路は、中央自動車道、国道 19 号、国
	道 153 号等がある。
	・対象事業実施区域の学校等は、27 施設あり、医療・福祉施設等は60 施設ある。
学校、病院その他の環境	・対象事業実施区域の範囲において、高森町及び飯田市の一部は、都市計画法に基づく都
の保全についての配慮	市計画区域である。大鹿村、松川町、豊丘村、喬木村、阿智村及び南木曽町では、都市
が特に必要な施設の配	計画区域が含まれていない。主な住宅建築物の分布は、豊丘村、喬木村、高森町、飯田
置の状況及び住宅の配	市を含む伊那谷に集中しており、大鹿村は国道 152 号及び県道 253 号線沿いに、南木曽
置の概況	町は国道 256 号沿いに局所的に存在している。全般に中高層建築物に比べて、低層建築
	物が多く存在する。
環境の保全を目的とし	・対象事業実施区域の文化財は34件である。
て法令等により指定さ	・対象事業実施区域を含む周辺市町村の埋蔵文化財包蔵地は、約2,100箇所存在する。
れた地域その他の対象	・対象事業実施区域を含む周辺市町村では、風致地区は決定されていない。
及び当該対象に係る規	7,4,5,1,7,1,6,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1
制の内容その他の状況	
77.1.4 [ ]	・対象事業実施区域を含む周辺市町村では、上水道の取水状況は、松川町ではダム水、飯
	田市ではダム水及び河川水、高森町では河川水が主に利用されている。簡易水道事業の
	取水状況は、主に河川水が利用されている。
	・対象事業実施区域を含む周辺市町村の下水道普及状況は、長野県全体の下水道の人口普
	及率94.5%に対して、松川町、豊丘村、喬木村、高森町は県全体の普及率よりも高くなっ
	ているが、大鹿村、飯田市、阿智村、南木曽町は県全体の普及率よりも低くなっている。
	・対象事業実施区域を含む周辺市町村の一般廃棄物の搬入の状況は、可燃ごみ及び資源ご
	・ 対象事業
その他の事項	却量が最も多く約51%~約70%を占めている。大鹿村及び豊丘村については資源化量が最
	対重が取り多く約 51%~約 70%を占めている。人庭科及い豆皿科については貢源化重が取り多く約 50%となっている。
	も多く約 30%となっている。  ・対象事業実施区域を含む周辺市町村の産業廃棄物処理状況は、平成 20 年度の 1 年間に長
	野県で発生した産業廃棄物の発生量は3,817 千 t で、有償物量は108 千 t、排出量は3,709 エナトなっている。 最終的に対対量化量が2,195 エナ (59,0%) - 再生利用量が1,420 エ
	千 t となっている。最終的には減量化量が 2,185 千 t (58.9%) 、再生利用量が 1,439 千 t (28.9%) 、
	t (38.8%) 、最終処分量が85千t (2.3%) となっている。
	・県内の温室効果ガスの排出状況は、平成 16 年度の実績で 16, 150 千 t-CO <sub>2</sub> 、平成 24 年度
	の目標値は 14, 350 千 t-CO <sub>2</sub> である。

#### 第5章 対象事業に係る計画段階配慮事項

本事業の実施に伴って環境に与える影響を回避、又は低減するために、配慮書において検討を行った計画段階配慮事項は、以下に示す通りである。

#### 5-1 大気環境

大気環境に関する計画段階配慮事項は表5-1-1に示すとおりである。

表5-1-1 計画段階配慮事項

環境要素	区分		計画段階配慮事項
大気質	工事の実施	・建設機械の稼働	・工事現場の散水、防塵シートの敷設等により、粉じんの飛散を防止し、また、工事規模に合せた適切な建設機械の選定や 環境対策型の建設機械の使用により、排出ガスの発生を抑制 する。
		・資材運搬等の車両 の運行	・車両の洗浄等により、粉じんの飛散を防止し、また、車両の 運行ルートや配車計画を適切に行う。
騒音	工事の実施	・建設機械の稼働	・工事現場での防音シートや低騒音型建設機械の使用のほか、 必要に応じてトンネル坑口に防音扉を設置する等の防音対 策により、騒音を抑制する。
		・資材運搬等の車両 の運行	・車両の運行ルートや配車計画を適切に行う。
	鉄道の供用	・列車の走行	・騒音対策が必要な区間に明かりフード等を設置することにより、騒音を抑制する。
振動	工事の実施	・建設機械の稼働	・工事規模に合わせた建設機械の選定や低振動型の建設機械の 使用により、振動を抑制する。
		・資材運搬等の車両 の運行	・車両の運行ルートや配車計画を適切に行う。
微気圧波	鉄道の供用	・列車の走行	・微気圧波対策が必要な箇所に所要の延長の緩衝工等を設置することにより、微気圧波を抑制する。

注1. 大気質の環境影響要因のうち、鉄道の供用(列車の走行)については、配慮書に記載したガスタービン発電装置によらないこととしたため、評価項目から除外した。

#### 5-2 水環境

水環境に関する計画段階配慮事項は表5-2-1に示すとおりである。

表5-2-1 計画段階配慮事項

環境要素		区分	計画段階配慮事項
水質・水底の底質	工事の実施	・トンネル・切土の 工事等	・工事により発生する濁水やコンクリート打設により発生する アルカリ排水を公共用水域へ放流する場合には、必要に応じ て、濁水処理等の対策により、水質・水底の底質への影響を 回避、低減する。
地下水	工事の実施	・トンネル・切土の 工事等	・トンネル工事等に伴い地下水が湧出し、地下水位への影響が考えられるが、今後、明確な影響を把握するために、周辺の水利用調査を行う等、影響度合いを確認し、防水工の施工等の適切な対策により、地下水位への影響を回避、低減する。

## 5-3 土壌環境・その他

土壌環境・その他に関する計画段階配慮事項は表5-3-1に示すとおりである。

表5-3-1 計画段階配慮事項

環境要素	区分		計画段階配慮事項
地形·	構造物の	・鉄道施設(トンネル、嵩上式、駅等)	・橋梁は、できる限り短い距離で横断する。
地質	存在	の存在	
地盤沈下	工事の実施	・トンネル・切土の 工事等	・山岳部において、土被りが小さく、地山の地質条件が良くない場合には、先行支保(フォアパイリング等)などの補助工法を適切に採用し、地山の安定を確保するとともに、計測確認を実施する。
土壌	工事の実施	・トンネル・切土の 工事等	・必要により掘削土に含まれる重金属類等の調査を行い、基準 不適合土壌が発見された場合は土壌汚染対策法に基づき適 切に処理・処分することにより、土壌汚染を回避する。
磁界	鉄道の供用	・列車の走行	・用地境界での磁界が基準値(案)以下となるように用地を確保することを基本とし、必要に応じて磁気シールドを設置する。
文化財	構造物の	・鉄道施設(嵩上式、	・今後計画を具体化する中で、国及び県指定の文化財をできる
	存在	駅等)の存在	限り避けることにより、文化財への影響を回避、低減する。
日照阻害	構造物の	・鉄道施設(嵩上式、	・構造物の高さをできる限り低く抑えるよう計画する。影響が
	存在	駅)の存在	生じた場合には適切な対処を行うこととする。
電波障害	構造物の	・鉄道施設(嵩上式、	・構造物の高さをできる限り低く抑えるよう計画する。影響が
	存在	駅)の存在	生じた場合には、適切な対処を行う。

## 5-4 動物·植物·生態系

## 5-4-1 動物

動物に関する計画段階配慮事項は表5-4-1に示すとおりである。

表5-4-1 計画段階配慮事項

	区分	計画段階配慮事項
工事の実施	・建設機械の稼働	・工事現場において防音シートや低騒音・低振動型の建設機械を採用するほか、必要に応じてトンネル坑口に防音扉を設置する。
	・資材運搬等の車両 の走行	・車両の運行ルートや配車計画を適切に行う。
	・トンネル・切土の 工事等	・工事により発生する濁水やコンクリート打設により発生するアルカリ 排水を公共用水域へ放流する場合には、必要に応じて、濁水処理など の適切な対策を行う。
		・工事計画策定の段階で、専門家の助言等により周辺の河川、沢等への 影響を把握するための調査を実施し、レッドリスト記載種等の保全対 象種の生息が確認された場合は、保全対策を行う。
	・工事施工ヤード 及び工事用道路の 設置	・現地調査の結果、レッドリスト記載種等の保全対象種の生息が確認された場合は、必要に応じて専門家の助言等を受け、保全対策を講じるほか、事業着手後には必要に応じてモニタリング調査を行う。
		<ul> <li>・明かり部では、工事用車両は既存の道路を利用し、影響を及ぼす可能性のある箇所の改変を避ける。やむを得ず改変する場合においても、できる限り改変面積を小さくし、その生息環境の保全に努める。また、工事終了後、改変部を速やかに緑化し自然環境の復元に努める。</li> <li>・工事施工ヤードの設置位置の検討を行い、貴重な動物の生息環境に影響を及ぼす可能性のある箇所の改変を避け、やむを得ず改変する場合においても、できる限り改変面積を小さくすることに加え、工事終了後、速やかに改変部の緑化を行う等、自然環境を復元することにより、生息環境の保全を行う。</li> <li>・事前に専門家等から地域の情報を得るとともに、現地調査においてレッドリスト記載種等の保全対象種の把握に努める。また、保全対策の検討にあたっても、専門家の助言等を受け、適切な対策を講じるほか、</li> </ul>
構造物の 存在	・鉄道施設(嵩上式、 駅等)の存在	事業着手後には、必要に応じてモニタリング調査を行う。 ・貴重な動物の生息環境が変化する場合には、具体的な計画の確定や構造の検討に際し、必要に応じて専門家の助言等を受け、適切な対策を講じる。 ・事前に専門家等から地域の情報を得るとともに、現地調査においてレッドリスト記載種等の保全対象種の把握に努める。保全対策の検討に当たっても専門家の助言等を受け、適切な対策を講じるほか、必要に応じてモニタリング調査を行う。

## 5-4-2 植物

植物に関する計画段階配慮事項は表5-4-2に示すとおりである。

表5-4-2 計画段階配慮事項

	区分	計画段階配慮事項
工事の実施	・工事施工ヤード 及び工事用道路の 設置	<ul> <li>・現地調査の結果、レッドリスト記載種等の保全対象種の生育が確認された場合は、必要に応じて専門家の助言等を受け、保全対策を講じるほか、事業着手後には必要に応じてモニタリング調査を行う。</li> <li>・明かり部では、工事用車両は既存の道路を利用し、影響を及ぼす可能性のある箇所の改変を避ける。やむを得ず改変する場合においても、できる限り改変面積を小さくし、その生育環境の保全に努める。また、工事終了後、改変部を速やかに緑化し自然環境の復元に努める。</li> <li>・工事施工ヤードの設置位置の検討を行い、貴重な植物の生育環境に影響を及ぼす可能性のある箇所の改変を避け、やむを得ず改変する場合においても、できる限り改変面積を小さくすることに加え、工事終了後、速やかに改変部の緑化を行う等、自然環境を復元することにより、生育環境の保全を行う。</li> <li>・事前に専門家等から地域の情報を得るとともに、現地調査においてレッドリスト記載種等の保全対象種の把握に努める。保全対策の検討に当たっても専門家の助言等を受け、適切な対策を講じるほか、必要に応じてモニタリング調査を行う。</li> </ul>
構造物の存在	・鉄道施設(嵩上式、 駅等)の存在	<ul> <li>・貴重な植物の生育環境が変化する場合には、具体的な計画の確定や構造の検討に際し、必要に応じて専門家の助言等を受け、適切な対策を講じる。また、周辺の河川、沢等への影響が考えられる場合には、適切な措置を講じる。なお、必要に応じてモニタリング調査を行う。</li> <li>・事前に専門家等から地域の情報を得るとともに、現地調査においてレッドリスト記載種等の保全対象種の把握に努める。保全対策の検討に当たっても専門家の助言等を受け、適切な対策を講じる。また、周辺の河川、沢等への影響が考えられる場合には、適切な措置を講じる。なお、必要に応じてモニタリング調査を行う。</li> </ul>

## 5-4-3 生態系

生態系に関する計画段階配慮事項は表5-4-3に示すとおりである。

表5-4-3 計画段階配慮事項

	区分	計画段階配慮事項
工事の実施	・建設機械の稼働	・工事現場において防音シートや低騒音・低振動型の建設機械を使用するほか、必要に応じてトンネル坑口に防音扉を設置する。
	・資材運搬等の車両 の走行	・車両の運行ルートや配車計画を適切に行う。
	・トンネル・切土の工事等	<ul><li>・工事により発生する濁水やコンクリート打設により発生するアルカリ 排水を公共用水域へ放流する場合には、必要に応じて、濁水処理など の適切な対策を行い、水質の変化を防ぐ。</li><li>・工事計画策定の段階で、専門家の助言等により周辺の河川、沢等への 影響を把握するための調査を実施し、生態系の構成要素及び機能に影響を及ぼす可能性がある場合には、保全対策を行う。</li></ul>
	・工事施工ヤード 及び工事用道路の 設置	・貴重な動植物及びハビタット(生息・生育環境)に影響を及ぼす可能性がある場合には、工事施工ヤードの設置位置の検討や既存の道路を使用することにより、影響を及ぼす可能性のある箇所の改変を避ける。やむを得ず改変する場合においても、できる限り改変面積を小さくし、その生息環境の保全に努める。また、工事終了後、改変部を速やかに緑化し自然環境の復元に努める。
構造物の 存在	・鉄道施設(嵩上式、 駅等)の存在	・事前に専門家等から地域の情報を得るとともに、現地調査において貴重な動植物及びハビタット(生息・生育環境)の把握に努める。貴重な動植物及びハビタット(生息・生育環境)が確認された場合は、具体的な計画の確定や構造の検討に際し、必要に応じて専門家の助言等を受け、適切な対策を講じるほか、必要に応じてモニタリング調査を行う。

## 5-5 人と自然との触れ合い

人と自然との触れ合いに関する計画段階配慮事項は表5-5-1に示すとおりである。

表5-5-1 計画段階配慮事項

環境要素		区分	計画段階配慮事項
景観	構造物の 存在	・鉄道施設(嵩上式、 駅等)の存在	・今後計画を具体化する中で、保全すべき地域の改変をできる 限り小さくし、駅、橋梁等の形状・色彩に配慮する。
人と自然 との触れ 合い活動 の場		・鉄道施設(嵩上式、 駅等)の存在	・今後計画を具体化する中で、駅、高架橋及び橋梁等の設置位 置や構造に配慮する。

## 5-6 環境への負荷

環境への負荷に関する計画段階配慮事項は表5-6-1に示すとおりである。

表5-6-1 計画段階配慮事項

環境要素	区分		計画段階配慮事項
廃棄物等	工事の実施	・トンネル・切土の 工事等	・事業の実施にあたって、建設発生土については、本事業内で 再利用するとともに他の事業への有効利用に努めるなど、適 切な処理を図る。なお、新たに残土の処分地が生じる場合に は、事前に調査検討を行い、周辺環境へ著しい影響が生じな いよう適切に対処する。また、建設廃棄物については、減量 化、再資源化に努め、法令に従い適切に処理する。
温室効果ガス	工事の実施	・建設機械の稼働	・高効率の建設機械の選定や建設機械の高負荷運転をできる限 り避けるように努める等の措置を適切に行う。
		・資材運搬等の車両 の運行	・燃費の良い車種の選定、積載の効率化、合理的な運搬計画策 定による運搬距離の最適化等の措置を適切に行う。

# 第6章 配慮書に対する環境保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解

# 6-1 意見の募集結果

# 6-1-1 意見の募集結果

配慮書に対する意見者数は、表 6-1-1 に示すとおりである。 このほかに、環境省意見を踏まえた国土交通省からの意見があった。

表 6-1-1 配慮書に対する意見者数

種別	意見者数
行政機関からの意見	16 通
一般からの意見	110 通
総計	126 通

# 6-1-2 説明会での意見状況

配慮書については、表 6-1-2 に示すとおり、各都県の期成同盟会等の主催により、広く周知していくための説明を計 11 回行った。なお、説明会における意見者数は計 81 名であった。

表 6-1-2 説明会の実施状況

実施都県	実施日
東京都	平成 23 年 6 月 16 日
<b>地</b> 大川 旧	平成 23 年 6 月 16 日
神奈川県	平成 23 年 8 月 5 日
山梨県	平成 23 年 6 月 13 日
静岡県	平成 23 年 6 月 24 日
	平成 23 年 6 月 21 日
長野県	平成 23 年 8 月 9 日
	平成 23 年 8 月 18 日
岐阜県	平成 23 年 6 月 9 日
—————————————————————————————————————	平成 23 年 6 月 24 日
愛知県	平成 23 年 7月 27日

# 6-2 行政機関からの意見と事業者の見解

「中央新幹線(東京都・名古屋市間)計画段階環境配慮書」に対して提出された行政機関からの 意見と事業者の見解は、表 6-2-1 及び表 6-2-2 に示すとおりである。

## 表 6-2-1(1) 行政機関からの意見と事業者の見解(国土交通省)

中央新幹線(東京都・名古屋市間)計画段階環境配 慮書については、その内容は全体として適切と認め られるが、環境省意見を勘案し、環境保全の見地か ら、下記の意見を述べる。

行政機関からの意見

記

- 1. 路線の位置等を選定する際の配慮事項について
- (1)今回の配慮書で示された概略ルートについては、 重要な自然環境等を回避する必要があると指摘した 環境省意見を踏まえ、国定公園等をおおむね回避し たルートが設定されているものの、以下の地域の一 部が概略ルートに含まれている。

今後、環境影響評価の手続の過程において具体的な路線の位置が選定されることとなるが、環境の保全上特に重要と考えられる以下の地域については、路線位置の選定の際に回避することを検討し、回避が困難な場合は環境に配慮した地下構造形式とし、付帯施設の設置も避けるなど、自然環境への影響をできる限り回避・低減するよう、特に配慮する必要がある。

- ① 南アルプス国立公園、丹沢大山国定公園、飛騨木 曽川国定公園、愛知高原国定公園
- ② 日本の重要湿地500として選定されている沖ノ 洞・上ノ洞、大湫、前沢湿地

路線の位置を選定する際には、自然公園の区域等はできる限り回避するとともに、やむを得ず通過する場合には、トンネル構造とするなどの環境配慮を行い、付帯施設の設置についてもできる限り回避します。

事業者の見解

- (2) 現在、国立公園等の拡張に関する検討が進められているが、以下の拡張候補地については地域の一部が概略ルートに含まれている。このため既に国立公園等に指定されている地域と同様に、路線位置の選定の際に回避することを検討し、回避が困難な場合は環境に配慮した地下構造形式を基本とし、可能な限り付帯施設の設置も避けるなど、自然環境への影響をできる限り回避・低減するよう、特に配慮する必要がある。
- ① 南アルプス国立公園の拡張候補地として検討が進められている地域
- ② 愛知高原国定公園の拡張候補地として検討が進められている東海丘陵の小湿地群の地域

路線の位置を選定する際には、拡張候補地の区域 等はできる限り配慮するとともに、やむを得ず通 過する場合には、トンネル構造を基本とするなど の環境配慮を行い、付帯施設の設置についてもで きる限り回避します。

## 表 6-2-1(2) 行政機関からの意見と事業者の見解(国土交通省)

#### 行政機関からの意見

# 事業者の見解

2. 方法書以降の手続における配慮事項について 方法書以降の調査・予測・評価の実施にあたり、以下 の点について特に留意することが必要である。

#### (1)対象事業の内容

路線の位置だけでなく、橋梁やトンネル、大深度 地下トンネルに伴う立坑、山岳トンネルに伴う斜 坑・横坑、立坑や斜坑に伴う施工ヤード・工事用道 路、新規に設置する土捨場や車両基地・整備工場・ 変電所・線路の保守基地などの付帯施設についても 評価書作成までの間に位置・規模等を明らかにし、 事業実施区域に含め調査・予測・評価を実施する必 要がある。これらの付帯施設について、評価書作成 までの間に位置等を明らかにすることが困難な場 合、必要な環境保全措置を評価書に位置付けた上で、 その環境保全措置の効果を事後調査により確認する 必要がある。

評価書作成時点までに具体化した計画については 明らかにし、適切な調査、予測・評価を行います。 明らかにすることが困難な場合は、それらの影響 について、必要な環境保全措置を評価書で位置づ けた上で、その環境保全措置の効果を事後調査に より確認します。

#### (2)評価項目等

施に伴う評価項目として選定しているが、供用時も評|を評価項目に選定しました。なお、列車の走行に 価項目に選定することを検討する必要がある。

配慮書において、温室効果ガスについては工事の実 駅、車両基地の供用を対象として、温室効果ガス 伴う温室効果ガスについては、第3章に記載の通 り、速度域を考慮し航空機と比較した場合、超電 導リニアのCO。排出量は航空機の1/3となり、航空機 に比べて環境負荷が小さいため、非選定としまし た。

# (3)自然環境

概略ルート上には、良好な低山~山地帯森林生態 系が存在し、希少動植物の生息・生育地、自然との ふれあいの場としても重要度の高い地域があり、ま た、自然公園や自然環境保全地域も多数指定されて いる。これらの地域における動植物及び生態系につ いて現状把握のため十分な調査を実施し、それらへ の影響をできる限り回避・低減するよう検討し、必 要に応じて専門家の助言を受け、代償措置を講ずる 必要がある。

今後、適切に調査を行い、貴重な動植物及びハビ タット(生息・生育環境)へ影響を及ぼす可能性が ある場合は、必要に応じて専門家の助言等を受け、 保全措置を講じます。

#### (4) 騒音·振動·微気圧波

騒音等については、特にトンネルの坑口において は微気圧波が発生する懸念があり、生活環境への影 響が想定されることから、市街地や人家への影響を できる限り回避・低減するよう検討し、必要に応じ て代償措置を講ずる必要がある。また、野生生物の 繁殖等への影響のおそれについても専門家等の助言 を受け検討する必要がある。

トンネル坑口付近においては緩衝工を、明かり部 においては明かりフードを必要に応じて設置する ことから、騒音等の周辺への影響を抑制すること ができると考えています。野生生物への影響につ いては、必要に応じて専門家の助言等を受け、モ ニタリング調査により影響の程度を確認します。

## 表 6-2-1(3) 行政機関からの意見と事業者の見解(国土交通省)

#### 行政機関からの意見

#### 事業者の見解

#### (5) 地下水

トンネルの工事及び供用時における地下水の坑内への流出やトンネル内への漏水が想定され、これに伴う周辺地域における水源等の減水や枯渇が懸念されるため、水道や農業用水等の水源の位置及び使用状況等を十分把握するとともに、必要に応じて地質・水文学的シミュレーションなどの手法により定量的な予測を行い、それらへの影響をできる限り回避・低減するよう検討し、必要に応じて代償措置を講ずる必要がある。また、地下水への影響についら、専門家の助言を受け代表的な地点を選定し、環境保全措置の効果を事後調査により確認する必要がある。

今後の環境影響評価手続きの中で周辺の水利用調査や地質調査等を行い、影響の程度を確認した上で、専門家の助言等を受けて、必要に応じて地質・水文学的シミュレーションなどの手法により定量的な予測を行い、影響があると予測された場合には適切な対策を実施します。また、工事中、供用後には事後調査を行います。

#### (6)磁界

超電導リニアから発生する磁界による影響について、国際的な知見の集積を踏まえつつ、高架の高さの違いも考慮した上で検討する必要がある。また、用地境界での磁界が基準値以下となるように、確保すべき土地の範囲等を定める必要がある。

本方法書で記載のとおり、高架の高さを考慮して 予測・評価を行います。また、用地境界で基準値 以下となるように用地を確保することを基本と し、必要に応じて磁気シールドを設置します。

#### (7) 廃棄物

トンネル掘削等による土砂が大量に発生し、残土の処分場所として大規模な土捨場が設置されることも想定される。さらに、自然由来の重金属等を含む土砂が発生し対応が必要となる可能性もある。また、シールド工事によって発生した建設汚泥を埋立処分するために、最終処分場の設置が必要となることも考えられるため、自然環境への影響をできる限り回避・低減するよう検討する必要がある。

本事業内で再利用、他の公共事業等への有効利用 に努めるなど、適切な処理を図ります。なお、新 たに残土の処分地が生じる場合には、事前に調査 検討を行い、周辺環境への影響をできる限り回 避・低減するよう適切に対処するとともに、工事 中においても必要に応じてモニタリング調査を行 います。また、建設廃棄物については、減量化、 再資源化に努め、法令に従い適切に処理します。

## 3. 地域住民等の意見聴取の反映について

今回の配慮書については、JR東海のホームページ上で公開され、広く一般からの意見募集が行われている。これにより集まった意見については路線位置の選定等に反映させることに努めるべきであり、意見の概要とそれに対するJR東海の見解について方法書において整理する必要がある。

また、沿線の地方公共団体からの意見に対しても、方法書において個々に見解を示すことが望ましい。

配慮書に対して寄せられた意見は本方法書で配意 するとともに、意見の概要と事業者の見解を第6章 に記載しました。

地方公共団体からの意見に対しても、第6章において個別に事業者の見解を記載しました。

## 表 6-2-1(4) 行政機関からの意見と事業者の見解(国土交通省)

## 行政機関からの意見

### 事業者の見解

# 4. 長野県内の計画段階における環境配慮の実施について

配慮書の手続を実施する趣旨は、事業の位置・規模等の枠組みが決定される前に、環境面の比較評価及び環境配慮事項の整理を行い、環境影響の回避・低減について検討し、事業計画に反映させることにある。このため、今回の配慮書において概略ルートが公表されなかった長野県内については、幅20~25kmから幅3kmにルートを絞り込む際に検討した経緯や回避された環境影響等について丁寧に分かりなく説明するとともに、今後路線位置等を選定するといて示す必要がある。さらに、中間駅の位置を含め複数案を比較検討した場合は、その内容を示し、地域特性等から複数案を出る設定することが現実的ではない場合には、その理由を十分に示す必要がある。

長野県内の計画も含めて示した配慮書は、平成23 年8月5日に公表し、その配慮書に対する意見を募 集しました。頂いたご意見及び事業者の見解を本 方法書で併せて記載しています。

また、長野県駅の概略位置については、参考として地元の要望を踏まえた案についても検討を行い、配慮書にその内容を記載しました。

#### 1. 長野県内のルート案について

長野県内のルート及び中間駅の位置について、JR 東海が想定する概略ルート上の天竜川右岸の平地部 だけでなく、地元から要望のあるJR飯田駅周辺も 検討し、参考として示されている。

天竜川右岸平地部案においては、飯田市西部に位置する長野県営の松川ダム貯水池及び名水百選の「猿庫の泉」がルート帯に含まれている。今後、路線位置を絞り込む際には、トンネルとの土被りが小さくなると予想される松川ダム貯水池及び猿庫の泉について、できる限り回避することを検討する必要がある。また、地質・水文学的シミュレーション等の手法により定量的な予測を行い環境保全措置について十分検討するとともに、環境保全措置の効果を事後調査により確認する必要がある。

なお、参考として示されているJR飯田駅周辺案については、中心市街地を高架で通過することとなるため、騒音・振動・微気圧波・景観・日照阻害・電波障害等の影響が懸念される。

| 路線の位置を選定する際には、松川ダム貯水池及 | び猿庫の泉については、回避します。

また、地質・水文学的シミュレーション等の手法 により定量的な予測・評価を行い、影響があると 予測された場合には適切な環境保全措置を講じる とともに、その効果を事後調査により確認します。

# 2. 景観について

前回提出した意見で、南アルプス国立公園とその拡張を検討している候補地について特に配慮するよう求めているが、今後、南アルプス国立公園内及びその拡張候補地内の主要な展望地から、構造物がどのように望見されるか等の景観に関する予測・評価が必要である。また、長野県郷土環境保全地域である妻籠宿における景観についても配慮する必要がある。

南アルプス国立公園内及び検討が進められている 拡張候補地の区域内における主要な展望地からの 景観について、調査、予測・評価を行います。 妻籠宿付近においては、景観に配慮してトンネル 構造とすることを考えています。

### 表 6-2-2(1) 行政機関からの意見と事業者の見解(地方自治体)

行政機関からの意見	
長野県は、日本アルプスをはじめとする雄大な山	
岳、豊かな森林とそこで育まれた清らかな水など、	
皿禾の亦ルに宮! お羊! ノ曲かわら母母母にませれ	

長野県は、日本アルプスをはじめとする雄大な山 岳、豊かな森林とそこで育まれた清らかな水など、 四季の変化に富んだ美しく豊かな自然環境に恵まれ ている。これらは貴重な国民的財産であることから、 今後さらに良好な状態に保ちつつ将来の世代に引き 継いでいくことが我々長野県民に課せられた責務で ある。

こうした観点から、本年6月7日及び8月5日に 東海旅客鉄道株式会社から公表された中央新幹線計 画段階環境配慮書に対し、今後の環境影響評価法に 基づく手続に向けて、自然と人とが共生し環境への 負荷の少ない持続的に発展することができる郷土を 築くことができるよう、環境保全の見地から意見を 提出する。

### 1 超電導磁気浮上方式採用に対する配慮

国内では、電力政策の見直しを中心としたエネルギー問題について議論が行われており、省エネルギー型社会の構築等が求められている。こうしたことから、電力消費低減や二酸化炭素の排出削減を念頭に、中央新幹線の事業化を図ること。

中央新幹線は、走行方式として超電導磁気浮上方式 を採択しており、磁界の影響について不安をもつ者 もいることから、山梨実験線における調査結果のデ ータ及び国際的な知見を踏まえ、列車走行に伴い影 響を受けるおそれのある場所を示し、適切な影響評 価を実施すること。

2 路線の位置等を選定する際の配慮

今回示された概略ルートには、南アルプス国立公園 をはじめ県立自然公園や郷土環境保全地域の一部が 含まれることから、今後の具体的な路線位置の選定 の際にはこれらの地域を回避することを検討し、自 然環境への影響をできる限り回避・低減するよう配 慮すること。

3 環境影響評価項目の選定等

配慮書に寄せられた意見等を踏まえ、方法書において環境影響評価項目を適切に選定し、項目を選定した理由を具体的に記述すること。

トンネル、斜坑、換気施設、駅、変電所等の規模、 位置及び工事用道路を含めた施工計画をできる限り 早い段階で明らかにし、環境に対する影響を適切に 予測・評価すること。 第3章に記載の通り、速度域を考慮し航空機と比較した場合、超電導リニアのCO<sub>2</sub>排出量は航空機の1/3となり、航空機に比べて環境負荷が小さい交通機関となっています。また、今後も超電導リニアの省エネルギー化の研究を引き続き進めていきます。

\_\_\_ 事業者の見解

第3章に記載のとおり、今後、山梨リニア実験線に おけるデータ及び国際的な知見を踏まえ、磁界に ついて調査、予測・評価を行います。

路線の位置の選定にあたっては、自然公園区域等を回避する、もしくは、やむを得ず通過する場合でもトンネル構造とするなどできる限り配慮します。なお、天竜小渋水系自然公園は南北方向に存在するため、地形上、明かりで公園区域を通過することから、景観への影響をできる限り小さくするよう配慮します。

配慮書に対して頂いたご意見を踏まえ、第7章に選定した評価項目と選定した理由を記載しています。

準備書・評価書時点で具体化した計画については、 各々の中で明らかにし、調査、予測・評価を行い ます。明らかにすることが困難な場合は、それら の影響について、必要な環境保全措置を評価書で 位置づけた上で、その環境保全措置の効果を事後 調査により確認します。

### 表 6-2-2(2) 行政機関からの意見と事業者の見解(地方自治体)

#### 行政機関からの意見

# 事業者の見解

具体的な路線位置の選定に伴い、配慮書段階で記述 されていない環境影響評価の項目について調査・予 測及び評価が必要となった場合は、方法書又は準備 書に記述すること。 方法書における評価項目については、第7章に記載 しています。今後、新たな調査により必要となっ た項目については、準備書に記載します。

### 4 環境影響に対する調査、予測及び評価

(1)大気環境(騒音、振動、微気圧波、低周波音)トンネルや斜坑の坑口において微気圧波の発生が想定されるほか、騒音、振動についても、生活環境や動物への影響が懸念されるので、影響を可能な限り回避・低減するよう必要な検討をするとともに、適切な対策を講じること。

坑口における大気環境への影響については、調査、 予測・評価を行っていき、必要に応じて保全措置 を講じます。なお、動物への騒音・振動等の影響 については、専門家の助言等を受け、必要に応じ て調査、予測・評価を行います。

列車の走行においても低周波音の発生が想定され、 生活環境や動物への影響が懸念されることから、こ の影響についても予測及び評価の項目として検討す ること。 列車走行時の低周波音については、浮上走行により振動が小さいこと、乗り心地等を考慮して高架 橋及び橋梁の剛性を高めていること、及び山梨リニア実験線における実績からも影響はないものと 考えています。

#### (2) 水環境

トンネル工事はもとより、明かり部においても地形 改変や地下構造物構築による地表水の流量の減少や 地下水位の低下等の影響が懸念されるため、事業実 施想定区域の利水状況(簡易水道の存在等)につい て調査し、影響の低減を図ること。

特に、中央アルプス南縁部の風越山周辺流域は地域の重要な水源となっており、代表的な湧水(「猿庫の泉」)も存在することから、路線位置の選定に当たっては、極力回避すること。

事業実施想定区域内に存する阿智村には、開発によ 工事を計画する地下水や温泉の枯渇を防止するための「阿智村地 うとともに、「下水資源保全条例」があるので、事前に調整を図る は、知事に協議とともに、「長野県水環境保全条例」に規定する「水道水源保全地区」に事業区域がかかる場合は、知事

今後、利水状況については十分に把握します。 また、トンネルについては必要に応じて地質・水 文学的シミュレーションなどの手法により検討を 行い、影響の程度の把握に努めた上で、ルートの 絞り込みを行います。なお、猿庫の泉は回避しま す。

# に協議すること。 (3) 土壌環境・その他(文化財)

南アルプスの隆起速度は「日本国内では突出した値でない」という記述があるが、国内でも最大級であるといわれており、トンネル設置が技術的に可能であっても、その隆起速度がもたらす地殻内の応力分布や変形の実態などに留意し、施工上のリスクを把握した上で慎重に計画を検討するとともに、過去の難工事の事例を考慮すること。併せて、長大トンネルにおける防災上の安全性についても配慮すること。

工事を計画する際には、阿智村と事前に調整を行うとともに、水道水源保全地区を通過する場合には、知事に協議します。

南アルプスの隆起量については、国土地理院の論文(「日本における最近70年間の総括的上下変動、 檀原毅、1971、測地学会誌、17、3、100-108」、

「水準測量データから求めた日本列島100年間の地殻上下変動、国見ほか、2001、国土地理院時報、96、23-37」)及び国土地理院より提供を受けた測量データを入手・分析した上で記載しています。南アルプスのトンネルの施工については、学識経験者や施工経験者等のトンネル専門家による委員会を設置し、南アルプスを主として調査結果を踏まえた評価や施工方法等について検証を行っていますが、今後も検討を深めていきます。また、長大トンネルの防災上の安全性についても配慮して計画します。

天竜川西岸地域における断層群 (活断層帯) で記載 されていないものがあるので、記述すること。 天竜川西岸地域における断層群については、長野県版の方法書第4章に記載しており、活動度の高い断層であることは把握しています。今後、具体的な施工計画において配慮していきます。

### 表 6-2-2(3) 行政機関からの意見と事業者の見解(地方自治体)

#### 行政機関からの意見

# 事業者の見解

事業実施想定区域内の文化財保護法及び県、市町村の文化財保護条例で指定等されている文化財並びに 埋蔵文化財包蔵地の状況について、県及び市町村が 有している資料や必要に応じて専門家へのヒアリン グ等により情報収集を行い、漏れがないよう把握す るとともに、適切な保全対策を実施すること。 文化財並びに埋蔵文化財包蔵地の状況については、今後、関係行政機関の資料やヒアリング等を通じて、情報収集を行い、必要に応じて保全措置を講じます。

#### (4)動物·植物·生熊系

長野県内の事業実施想定区域は、南アルプス国立公園、天竜小渋水系県立公園、中央アルプス県立公園に指定され、良好な自然環境が維持されており、希少野生動植物や水資源が豊富な地域であることから、長大トンネルや立て坑及び斜坑の建設による地下水の低下、表流水や湧水の枯渇による二次的な動植物への影響も把握し評価すること。

トンネルや立坑及び斜坑の掘削に伴う地下水や表流水及び湧水への影響については、今後調査、予測・評価を行います。なお、動植物への影響については、専門家の助言等を受け、必要に応じて調査、予測・評価を行います。

動物・植物・生態系の調査に当たっては、「長野県希 少野生動植物保護条例」を関係法令として参考にし、 「長野県版レッドデータブック 非維管束植物編・ 植物群落編」(平成17年3月発行)も植物に係る資 料として追加されたいこと。 調査資料に追加します。

### (5) 人と自然とのふれあい・景観

事業実施想定区域内で、「長野県自然環境保全条例」により、その区域における自然環境を保全することが特に必要なものとして指定されている「郷土環境保全地域」においては、景観からの観点に加え動植物及び生態系においても配慮されたいこと。

特に長野県木曽郡の妻籠宿周辺地域は、郷土的又は 歴史的な特色を有するため、明かり部による通過を 極力回避し景観への影響が生じないよう考慮する一 方、トンネル掘削による水源の枯渇や地表水の流量 の減少により優れた自然環境が損なわれないよう配 慮すること。 郷土環境保全地域については、できる限りトンネルで通過するとともに、雄滝・雌滝等の優れた自然環境の保全に配慮します。なお、動植物及び生態系への影響については、専門家の助言等を受け、必要に応じて調査、予測・評価を行います。なお、妻籠宿周辺地域はトンネルで通過することを計画しており、その影響については、今後、周辺の調査を行い、影響の程度を確認し、防水工の施工等の適切な対策により影響の回避・低減を図ります。

#### (6) 廃棄物等

トンネル工事に伴い大量に土砂が発生し、残土の処理にあたり大規模な土捨場が必要になることから、概ねの発生量から予測される処理予定地の場所や規模を早期に明示し、自然環境への影響をできる限り回避・低減するよう検討すること。また、その際、処理予定地として谷や沢筋等の窪地を想定する場合は、希少野生動植物等の存在に特に留意し、土砂の流出防止を図るとともに土砂等から浸出する重金属等の汚染物質や汚水等の影響についても的確に予測評価すること。

建設発生土については本事業内で再利用、他の公共事業等への有効利用に努めるなど、適切な処理を図ります。なお、新たに残土の処分地が生じる場合には、事前に調査検討を行い、周辺環境への影響をできる限り回避・低減するよう適切に対処します。また、建設廃棄物については、減量化、再資源化に努め、法令に従い適切に処理します。

表 6-2-2(4) 行政機関からの意見と事業者の見解(地方自治体)

行政機関からの意見	事業者の見解
5 その他	準備書において、調査、予測・評価について記載
評価の結果について「~への影響は小さい」旨記載されている項目(予測結果がどのようにして導き出されたか不明確である点)については判断基準が不明確であるので、方法書で予測(計算)式を示す等、具体的な対策や影響が小さいと判断した理由を明らかにするか、準備書以降の段階で明らかにする旨を記述すること。	します。
配慮書において、「適切に対処する」「適切な対策を講じる」といった記述が見られるが、配慮書段階で環境に対する影響が不明確な部分については、環境影響評価を行う中で可能な限り早い段階で明らかにすること。	今後、環境影響評価手続きの中で、計画とともに、影響を明らかにして行きます。
配慮書に対し関係自治体や住民等から寄せられた意	配慮書に対して寄せられた意見は、本方法書及び
見に十分配慮すること。また、方法書及び準備書の	今後の環境影響評価の手続きの中で配意します。
手続において、記載内容の周知を図るとともに説明	また、記載内容については、電子縦覧や説明会等
責任を果たすこと。	を通じて内容の周知を図っていきます。

## 表 6-2-2(5) 行政機関からの意見と事業者の見解(地方自治体)

#### 行政機関からの意見

概略ルートは、トンネル工事等により周辺の水環境に少なからず影響を及ぼすものであるが、とりわけ飯田市においては給水人口の95%の飲料水を供給し、また、農業用水等にも利用されている重要な水源域を含んでいることから、減水や枯渇が危惧される。10万余の市民の安心と安全、生命を守るため、水源域を回避するよう要望してきたが、地下水への影響を認めているにも関わらず、ルート選定に関し配慮されていない。ついては、水源域への影響を完全に回避したルートを選定するよう強く求める。

また、建設主体は、地域事情に詳しい識者を交えた検討組織を設置して、間違いのない事業推進が必要である。

(理由):○対象計画区域のうち、環境要素等にかかる制約条件として水環境については、「飯田市西部に、名水百選(環境省)の猿庫の泉の湧水が存在する。」「中央アルプス南縁部に河川等から取水している水源地が存在する。」と状況整理した上で、「選定における制約等」として「水環境への影響をできる限り小さくするよう配慮する。」と示されているが、この制約では水源域への影響を完全に回避することはできない。

- ○これまでの整備新幹線等におけるトンネル工事の 事例を検証すると、水源や湧水への影響が報告され ており、減水や枯渇が危惧される。
- ○建設主体であるJR東海の検討においては、長年 の経験や地元住民でしか知り得ない情報を活用する ことが必要であることから、地域の状況に精通した 識者を加えた専門家による検討組織の設置が必要で ある。
- ○当地域のように大規模な水源域で不足の影響が発生した場合、その代替措置は難しく、また、地下水への影響を将来に禍根を残すことが懸念されるルートの選定は避けるべきである。
- ○水源域への影響を完全になくすことは困難である と考えられるため、ルートは避けるべきである。

## 事業者の見解

概略ルートについては、超電導リニアの技術的制約条件、地形・地質等の制約条件及び環境要素等による制約条件を考慮して選定しています。駅位置については、概略ルート上で選定しました。水源については、今後、取水の方法や使用状況等を十分に把握し、地質・水文学的シミュレーションなどの手法により検討を行い、影響度合いの把握に努めた上で、ルートの絞込みを行います。

## 表 6-2-2(6) 行政機関からの意見と事業者の見解(地方自治体)

#### 行政機関からの意見

全国新幹線鉄道整備法に基づく地域振興の視点や交通政策審議会の答申書で示された戦略的な地域づくりの重要性から、リニア駅の現飯田駅への併設を強く求める。

郊外型駅の設置は、新たなアクセス道路の整備や 駅周辺整備などの新しい開発工事が必要になり、環 境等への負荷が危惧される。

(理由):○既存インフラの活用や利用者の利便性、他の交通アクセス、まちづくり・地域振興、既存新幹線駅の事例等、様々な観点から現JR飯田駅へのリニア駅併設が最も優位性の高い選択である。

- ○「必要な機能、条件」の比較表 (P8) で、「中央自動車道飯田 IC と離れている」としているが、現在施工中で間もなく完成する都市計画街路「羽場大瀬木線」を利用すれば、時間距離が5分程度に大幅短縮され(現在20分程度)、「離れている」という表現は間違いである。
- ○これに比べ、天竜川右岸平地部は、既存の国道 153 号の拡幅改良や高速道路との新たなアクセス道路整備が必須であり、環境へ与える影響が大きくなる。 さらに整備費用が嵩むことから、総合コストの視点に立った費用対効果の面からも現 JR 飯田駅併設の優位性が高い。
- ○天竜川右岸平地部への駅設置は、新たな市街地の 形成を誘発することとなり、優良農地を大規模に喪 失することとなる。環境保全、生物の生息、景観形 成など環境面に多大な影響を与えるものである。
- ○将来の人口構造の変化、特に地方都市の人口減少 は人口統計から推計されており、社会保障(セーフ ティネット)の担保が求められる時代にあっては、 多額の建設投資は避けなければならない。

計画段階環境配慮書(SEA)は、複数ルート案により比較検討すべきであり、「JR飯田駅周辺」についても参考とするものではなく、同等の位置づけで比較検討することを求める。

(理由):○環境影響評価法の改正の趣旨に則り、地域の意見を踏まえたルート選定や国家プロジェクトの観点に基づく、沿線地域の活性化に向けた取組などの地域事情に配慮したルート選定が必要であり、複数のルート比較とすべきである。

#### 事業者の見解

長野県駅については、概略ルート上において、技 術的に設置が可能で、利便性が確保されるととも に、環境への影響が少なく、用地確保が可能であ る天竜川右岸平地部に設置する計画としていま す。

今後、具体的な位置を確定するにあたっては、駅 周辺整備との整合等や、道路アクセス利便性確保 のための座光寺PAにおけるスマートIC及びアクセ ス道路について、関係機関と調整を進めます。

改正法においても、「一又は二以上の事業の実施が想定される区域」とあり、改正法の趣旨は事業の早期の段階で環境保全のための配慮すべき事項について検討した結果を広く明らかにして意見を募り、環境への影響をできる限り低減していくものと理解しており、単一のルート案の検討であってもその趣旨に十分適っています。

しかも単一案の検討といっても3kmの幅をもった 形で、計画段階において環境保全のために配慮す べき事項を検討しており、その幅の中で十分な調 査をし、意見を伺いながら、環境の保全に十分配 慮した上で、最終的なルートが決定されるので、 改正法の趣旨に沿った手続きになっています。 次の手続きとなる方法書以降では、配慮書で絞り 込んだ概略ルートについて調査、予測・評価を実 施していきます。

## 表 6-2-2(7) 行政機関からの意見と事業者の見解(地方自治体)

#### 行政機関からの意見

事業者の見解

自然環境、生活環境への十分な配慮が必要である。 (理由):○当地域にあっては、リニア中央新幹線飯田駅を見据えたまちづくりを進めるための指針として、昨年、地域住民が参画してリニア将来ビジョンを策定していたが、その中で「守るべきものは守って未来に伝え、備えるべきものは備えて行く」という理念を明記している。この理念において「守るべきもの」としたのは、伝統、文化、自然環境、生活環境などであるが、とりわけリニア中央新幹線の事業推進にあたっては自然環境や生活環境の保全・維持が重要である。

事業実施においては、自然環境、生活環境に十分 配慮して進めることが重要であると考えていま す。今後の環境影響評価手続きの中で、周辺環境 への影響について調査、予測・評価し、環境保全に 配慮して事業を進めていきます。

ついては、リニア将来ビジョン策定の趣旨を理解 いただき、地域の将来にかかわる環境悪化の事態を 招くことのないよう保全・維持に向けて十分な配慮 を求める。

地域との十分な協議による事業推進を求める。 水源保護、自然環境や生活環境の保全等のために、 地域事情に精通した識者等、専門家による検討組織 を設置し、地元と情報を共有しながら事業を進めて いただきたい。

(理由):○事業を推進するうえで、地域との信頼による協力関係は不可欠である。地域との十分な協議と誠実な対応が必要である。

< 該当箇所:第4章 4-2-2 事業実施想定区域 5) 早川〜南アルプス〜伊那山地西端 項目:地形地質 等の制約条件>

「南アルプス・伊那山地の地質は、四万十帯、秩父帯中古生層、三波川変成岩類となっており、硬質で比較的良好な地質である。」とあるが、今後の研究や、地質遺産の価値を高め保全するためにも、地質データの正確な開示と、サンプルの保管を求める。糸魚川・静岡構造線、中央構造線だけが取り上げられているが、中央構造線の東側には仏像構造線と戸台構造帯が、並行して走っている。その周辺の地質も同様に脆弱と考えられるので、十分に調査を行い、対応策を構ずべきである。南アルプスの隆起量は100年レベルで20~40cmと報告され、突出した値でないので制約にならないとあるが、十分な対応策を検討すべきである。

事業の推進にあたっては、地元のご理解とご協力 を頂きながら進めていくことが大切であると考え ています。今後、必要に応じて地域に精通した識 者や専門家の助言等を受け、環境影響評価を行い ます。

南アルプスについては国鉄時代から地表踏査やボ ーリング調査、弾性波探査を広域に展開し全体把 握に努めてきました。これに加え水平ボーリング を実施して糸魚川・静岡構造線も含めた内部の地 質を直接的に把握してきました。この結果、断層 等の破砕帯周辺においては切羽自立性の問題なら びに大量湧水、大土被り区間においては塑性押出 しなどが考えられますが、上越線大清水トンネル (延長22.2km、最大土被り1,300m) や東海北陸自 動車道飛騨トンネル (延長10.7km、最大土被り 1,000m) における施工実績、それらにより蓄積さ れた最新の施工技術、及びこれまでに得た地質状 況から判断すれば施工可能であると考えていま す。これについては、これまでも学識経験者や施 工経験者等のトンネル専門家による委員会を設置 し、南アルプスを主として調査結果を踏まえた評 価や施工方法等について検証を行っていますが、 今後も検討を深めていきます。

## 表 6-2-2(8) 行政機関からの意見と事業者の見解(地方自治体)

#### 行政機関からの意見

#### 事業者の見解

<該当箇所:第4章 4-2-2 事業実施想定区域 5) 早川~南アルプス~伊那山地西端 項目:生活環境

ほとんどがトンネルとなることから、生活環境への 影響は回避可能と考えているが、トンネル出入口で の高架橋の設置が考えられ、景観上、重大な影響が 出ることが考えられる。

景観上の検証を加える必要がある。

<該当箇所:第4章 4-2-2 事業実施想定区域 5) 早川~南アルプス~伊那山地西端 項目:自然環境

南アルプスの生態系を脅かす一因として、日本ジカ の食害がある。日本ジカの移動をみると、林道など 人工的に作られたものを使い移動範囲を広げてい る。工事用道路は日本ジカの移動範囲を拡大させる 最たるものであり、生態系に与える影響は甚大なも のがあると考えられるため、十分な調査の上、対策 を講ずる必要があると考える。また、法面保護のた めのコンクリートブロックは、景観を損ねるばかり でなく、生態系に与える影響は図り知れないものが ある。一方、種子の吹き付けによる保護の場合には、 日本ジカの餌場となる可能性が大いにあり、法面保 護における工法については、十分以上の検証を重ね る必要がある。トンネルとなることから生態系「自然 環境への影響は概ね回避可能」との考えは、極めて一 方向の考え方であり、十分な調査を要望する。

<該当箇所:第4章 4-2-2 事業実施想定区域 5) 早川~南アルプス~伊那山地西端 項目:土壌環境 水環境 文化財など>

平成19年から静岡、山梨、長野県の関係10市町 村が、南アルプスの世界自然遺産登録に向け取り組 んでいる。

また、中央構造線のエリアが日本ジオパークに認定 され、地域への振興の取り組みが始まっている。 更に、南アルプスを核にユネスコ・エコパークへの 登録に向け調査が始まっている。これらの取り組み が、リニア工事により、影響が出ないよう、十分な 検証を行うこと。「高山域はトンネルで通過するた め、影響はない。」と考えているようだが、関係する 工事により、生態系に与える影響は図り知れないも のがあると考えられるので、将来に向け、禍根を残

さないよう、検証を重ねるべきである。

南アルプス部のトンネル出入口で、橋梁を設置す る場合には、景観について、必要に応じて専門家 の助言等を受け、予測・評価を行います。

今後、適切に調査を行い、貴重な動植物およびハ ビタット(生息・生育環境)へ影響を及ぼす可能性 がある場合は、必要に応じて専門家の助言等を受 け、保全措置を講じます。

また、法面についても、必要に応じて、専門家の 助言等を受け、自然環境及び景観に配慮した工法 とします。

今後、適切に調査を行い、貴重な動植物およびハ ビタット(生息・生育環境)へ影響を及ぼす可能性 がある場合は、必要に応じて専門家の助言等を受 け、保全措置を講じます。

#### 表 6-2-2(9) 行政機関からの意見と事業者の見解(地方自治体) 事業者の見解 行政機関からの意見 長野県版の方法書第4章に記載しています。伊那谷 <該当箇所:第4章 4-2-2 事業実施想定区域 6) 伊那山地西域~中央アルプス南縁西部 項目:地形 断層帯については、活動度の高い断層群であるこ 地質等の制約条件> とは把握しており、今後、ルートの絞り込みや施 対象区域の状況として「清内路峠断層、阿寺断層及 工計画において配慮していきます。 び、屏風山断層」の三つを想定しているが、天竜川 西域に、伊那から飯田にかけて 50km に及ぶ伊那谷断 層が存在する。1級の活断層であり、検証する必要 は十分ある。 <該当箇所:第4章 4-3-1 駅として必要な機能、 今後の環境影響評価手続きの中で生活環境への影 設置の条件 2)必要な機能及び条件 響について調査、予測・評価を行います。景観に ついては、必要に応じて専門家の助言等を受け、 「著しく高い高架構造とならないこと」とあるが、 生活環境や景観への影響は計り知れないため、専門 予測・評価を行います。 家の意見を聞くことはもとより、地域住民の声を十 分聴取すること。 <該当箇所:第4章 4-3-2 中間駅の概略位置 駅周辺の基幹施設の整備については、地域が主体 となって行われるものであり、今後、関係機関と 3)長野県駅 「座光寺PAにおけるスマートIC及びアクセス道路に 必要な調整を行っていきます。 ついて、関係機関と調整を進める」とあるが、利便 性の必要条件として、「座光寺 PA にスマート IC およ びアクセス道路を設置することで中央道とのアクセ スが容易となる」としており、JR東海において、ア クセスの整備を実施することを明記すること。 <該当箇所:第4章 4-3-2 中間駅の概略位置 今後の環境影響評価手続きの中で周辺への影響に 3)長野県駅 ついて調査、予測・評価を行います。 「できる限り」「配慮する」との記載事項については、 具体的にどの様に対応するのかを明確にすべきであ る。環境保全の観点からは、「できる限り」ではなく、 「最大限」な対応をすべきである。 1. 長野県内概略ルート公表時の説明会の開催につ いて ○長野県内では概略ルート設定に対する意見交換が 全体説明会については、6月21日に長野市、8月9日 実施されてこなかった経過があるため、長野県内の に伊那市、8月18日に飯田市において公開で開催し 概略ルートが公表された場合、ルート内の市町村と 地域住民は情報不足のため、様々な誤解や計画に対 方法書の説明会については、今後実施します。 する意見が出されることが予想される。 このため、事業主体による下記の説明会の開催を お願いしたい。 (1) 広域連合を対象にした概略ルート選定等の全体 説明会 (2) 概略ルート周辺市町村を対象にした個別自治体 への住民説明会 地形・地質該当箇所:4-10 事業実施想定区域 1. 地形地質等の制約条件の内、中央構造線の通過 について ○「中央構造線の周辺は破砕され脆弱である。」との この周辺の地形・地質の状況については、十分に 状況のとおり、中央構造線東側は地すべり地帯、西 把握しており、今後更なる調査を踏まえてルート 側は崩壊地が連続しているため、坑口を設置するこ の絞り込みを行います。その際、鉄道事業に関す とは地すべりの誘発や落石の危険など周辺地域の防 る安全の確保については万全を期すとともに、地 災対策に大きな影響を及ぼす可能性が高い。 すべりの誘発や落石の危険など周辺地域の防災対

ていきます。

策に大きな影響を及ぼすことのないように配慮し

このため、中央構造線の通過はトンネルとし、環

境への影響を回避願いたい。

## 表 6-2-2(10) 行政機関からの意見と事業者の見解(地方自治体)

#### 行政機関からの意見

### 事業者の見解

2. 地形地質等の制約条件の内、小渋川等による急峻な地形による地すべり地や崩壊地の通過について○「地すべり地や崩壊地内への坑口の設置をできる限り回避する。」との選定における制約等から、小渋川周辺は釜沢・上蔵地すべり地や崩壊地が連続しているため、坑口を設置することは地すべりの誘発や落石の危険など周辺地域の防災対策に大きな影響を及ぼす可能性が高い。

鉄道事業に関する安全の確保については万全を期していきます。小渋川付近における坑口の設置にあたっては、地すべりの誘発や落石の危険など周辺地域の防災対策に大きな影響を及ぼすことのないように計画を具体化します。

このため、小渋川の通過はトンネルとし、環境への影響を回避願いたい。

水環境該当箇所: 4-11 事業実施想定区域

1. 土壌環境、水環境、文化財などの制約条件について

○水環境に関する区域内の状況が把握されていない ため、制約等への配慮事項に記載されていない。

大鹿村内には河川等から取水している生活・農業 用水源地が存在すると共に、小渋川・青木川・塩川 周辺に温泉源泉地が存在し営業を行っている。

このため、水環境について十分調査の上、回避等環境に配慮した対策をお願いしたい。

4-2-2 事業実施想定区域 5) 早川~南アルプス~伊 那山地西端

1. 地形地質等の制約条件の内「小渋川を、明かりで」通過することが明記されたことについて

○概略ルート選定における制約のとおり、小渋川周辺には釜沢・上蔵地すべり地や崩壊地が連続しているため、明かり部とすることは地すべりの誘発や落石の危険など周辺地域の防災対策に大きな影響を及ぼす可能性が高い。

このため、小渋川の通過はトンネルとし、環境への影響を回避願いたい。

4-2-2 事業実施想定区域 5) 早川~南アルプス~伊那山地西端

2. 水環境などの制約条件に区域内の状況が記載されていないことについて

○大鹿村内には河川等から取水している生活、農業 用水源地が存在すると共に、小渋川・青木川・塩川 周辺に温泉源泉地が存在し営業を行っている。

このため、水環境について十分調査し影響度合いの把握に努めた上で、回避等環境に配慮した対策を明記願いたい。また、温泉源泉については代替が困難なため、トンネル工事前と工事後複数年における影響についての調査を公開で実施願いたい。

今後の環境影響評価手続きの中で周辺の水利用調査や地質調査等を行い、路線を絞り込んでいきます。また、専門家の助言等を受けて必要に応じて定量的な予測を行い、影響があると予測された場合には適切な対策を実施します。また、工事中、供用後にも適切な調査を行います。

鉄道事業に関する安全の確保については万全を期していきます。小渋川付近における坑口の設置にあたっては、地すべりの誘発や落石の危険など周辺地域の防災対策に大きな影響を及ぼすことのないように計画を具体化します。

今後の環境影響評価手続きの中で周辺の水利用調査や地質調査等を行い、必要に応じて、専門家の助言等を受けて、定量的な予測、適切な対策を実施します。また、工事中、供用後には事後調査を行います。

## 表 6-2-2(11) 行政機関からの意見と事業者の見解(地方自治体)

行政機関からの意見

### 事業者の見解

#### 7-6-1 廃棄物等

本村の地形的条件を考慮いただき、残土処理概要の早期提示による検討の実施について

○リニア概略ルートにおいては、山岳部や南アルプス部等ほとんどがトンネルであるため、膨大な量の建設発生土となる。本村における環境影響を評価し検討する上で先ず問題になるのが残土処理方法であり、地域住民にとって最も関心の高い事項である。

本村は急峻な地形と中央構造線などによる脆弱な 地質のため、大量の残土処理場を確保することは困 難で、仮設運搬路の設置も難しい。残土運搬には迂 回路が無い生活道路を利用することが想定されるこ とから、残土搬出は住民生活や環境に多大な影響を 及ぼす恐れがある。

このため、本村の地形的条件を考慮いただき、特に方法書において残土処理の概略計画を提示いただき、早期に地域と一緒に検討することにより、環境への影響低減を図っていくようお願いしたい。

長野県内概略ルート周辺市町村への説明会開催について

○長野県内では概略ルート設定における意見交換が 実施されてこなかった経過があるため、環境配慮書 において公表された概略ルートについて周辺市町村 は何も情報が無く、地域住民への情報提供や意見聴 取ができない状況である。

このため、方法書公告前に事業主体による下記の説明会等を開催し、方法書に反映していただきたい。

- (1) 概略ルート周辺市町村を対象にした個別自治体への説明・協議
  - (2) 必要に応じ住民説明会の開催

建設発生土については本事業内で再利用、他の公 共事業等への有効利用に努めるなど、適切な処理 を図ります。なお、新たに残土の処分地が生じる 場合には、事前に調査検討を行い、周辺環境へ影 響が生じないよう適切に対処します。

なお、具体的な発生土処理計画は、工事計画の策 定段階となりますが、その策定にあたっては、必 要に応じて関係する自治体のご意見を伺いながら 進めていきます。

全体説明会については、6月21日に長野市、8月9日 に伊那市、8月18日に飯田市において公開で開催し ました。

方法書の説明会については、今後実施します。

# 第7章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

地域の特性と事業の特性を踏まえ、事業の実施により環境に影響を及ぼすと想定される項目を抽出し、調査、予測及び評価の手法を選定する。

# 7-1 環境影響評価の項目の選定

事業の実施により想定される影響要因は表 7-1-1 に示すとおりである。

環境影響評価の項目は、国土交通省令に示す参考項目をもとに、表 7-1-1 に示す影響要因、及び影響を受けるおそれがある環境要素に対して、法令等による規制又は目標の有無及び環境への影響の重大性を考慮し選定した。選定した環境影響評価の項目は表 7-1-2 に、その項目を選定した理由等は表 7-1-3 に示すとおりである。

なお、配慮書作成時においては車上電源としてガスタービン発電装置を想定していたが、環境への負荷が少ない誘導集電方式を採用することとしたため、方法書における環境影響評価項目の選定においてはガスタービン発電装置の影響は考慮しない。

表 7-1-1 想定される影響要因

B/VB/ TELL OF	<b>→</b> /\	
影響要因の	<b></b>	想定される影響要因
工事の実	建設機械の稼働	トンネル(山岳トンネル部、斜坑)、嵩上式(高架橋・橋梁)、地上駅、換
施		気施設の設置予定地点及び周辺における建設機械の稼働による影響を想
		定する。
1 F	資材及び機械の運搬に用い	トンネル(山岳トンネル部、斜坑)、嵩上式(高架橋・橋梁)、地上駅、換
	る車両の運行	気施設の設置予定地点及び周辺における資材運搬等の車両の運行による
		影響を想定する。
	切土工等又は既存の工作物	嵩上式(高架橋・橋梁)、地上駅の設置予定地点及び周辺における造成工
	の除去	事等に伴う影響を想定する。
	トンネルの工事	トンネル(山岳トンネル部、斜坑)の掘削・構築等による影響を想定する。
	工事施工ヤード及び工事用	工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴う土地の改変による影響を想
	道路の設置	定する。
土地又は	鉄道施設 (トンネル) の存在	トンネル(山岳トンネル部、斜坑)の存在による影響を想定する。
工作物の	鉄道施設(地表式又は掘割	地表式又は掘割式の存在による影響を想定する。
存在及び	式)の存在	
供用	鉄道施設 (嵩上式) の存在	嵩上式(高架橋・橋梁)の存在による影響を想定する。
	鉄道施設(駅)の存在	地上駅の存在による影響を想定する。
	鉄道施設 (駅、換気施設)の	地上駅、換気施設の供用による影響を想定する。
	供用	
	列車の走行(地下を走行する	地上における列車の走行による影響を想定する。
	場合を除く。)	
	列車の走行(地下を走行する	地下における列車の走行による影響を想定する。
	場合に限る。)	

# 表 7-1-2 環境影響評価項目

								ш- <u>Д</u>							
影響要因の区分					:	工事の実施	í		土地又は工作物の存在及び供用						
環境要素のE	X 43			建設機械の稼働	いる車両の運行 資材及び機械の運搬に用	物の除去切土工等又は既存の工作	トンネルの工事	用道路の設置工事施工ヤード及び工事	鉄道施設(トンネル)の存在	割式)の存在割式)の存在	鉄道施設(嵩上式)の存在	鉄道施設(駅)の存在	の供用の供用 (駅、換気施設)	する場合を除く。) 列車の走行(地下を走行	する場合に限る。) 列車の走行(地下を走行
<b>垛</b> 児安杀♥/12	<u>&gt;</u> л		二酸化窒素		_	作		事	在	掘	仕		設	行	行
		大気質	浮遊粒子状物質	0	0										
			粉じん等	0	0										
	大気	騒音	騒音	0	0								0	0	
	環境	振動	振動	0	0								0	0	0
		微気圧波	微気圧波												0
		低周波音	低周波音										0		
		水炬	水の濁り			0	0	0							
環境の自然的構成		水質	水の汚れ			0	0						0		
要素の良好な状態	水環境	水底の底質	水底の底質			0									
の保持を旨として調査・予測及び評価さ		地下水	地下水の水質及び水位				0		0						
れるべき環境要素		水資源	水資源				0		0						
		地形及び地質	重要な地形及び地質					0	0	0	0	0			
		地盤	地盤沈下				0		0						
	土壌に	土壌	土壌汚染			0	0								
	係る環 境その環 境		日照阻害								0	0			
		環 その他の 環境要素	電波障害								0	0			
			文化財						0	0	0	0			
			磁界											0	
生物の多様性の確 保及び自然環境の	動物		重要な種及び注目す べき生息地	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
体系的保全を旨と して調査・予測及び			重要な種及び群落			0	0	0	0	0	0	0			
評価されるべき環境要素	生態系		地域を特徴づける生 態系	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
人と自然との豊かな 触れ合いの確保を 旨として調査・予測	景観		主要な眺望点及び景 観資源並びに主要な 眺望景観							0	0	0			
及び評価されるべき 環境要素	人と自然 活動の場		主要な人と自然との 触れ合いの活動の場							0	0	0			
環境への負荷の量			建設工事に伴う副産物			0	0								
の程度により予測 及び評価されるべき	廃棄物	夺	廃棄物等										0		
環境要素	温室効果	果ガス	温室効果ガス	0	0								0		
1 = 0 = 1 = 10		<b>サンマ / A A 1 = 1 - 1 - 1</b>		7 T D N 4	)	3 - 3 1- 3ds I -		·							

<sup>1.</sup>この表において「◎」は国土交通省令における参考項目、「○」は参考項目以外に事業者により追加した項目を示す。

<sup>2.</sup>この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の走行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

<sup>3.</sup>この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は、希少性の観点から重要なものをいう。

<sup>4.</sup>この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

<sup>5.</sup>この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

<sup>6.</sup>この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

<sup>7.</sup>この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

<sup>8.</sup>この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

<sup>9.</sup>この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。

# 表 7-1-3(1) 環境影響評価の項目及びその選定理由等

		環境影響		設定	環境影響評価の項目の選定又は選定しない理由
	環境要	素の区分	影響要因の区分	状況	
		浮遊粒子状物		0	建設機械の稼働に伴う排出ガス(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)が発生するお それがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定し た。
	大気質	質	資材及び機械の運搬に 用いる車両の運行	0	資材運搬等の車両の運行に伴う排出ガス (二酸化窒素及び浮遊粒子状物質) が発生するおそれがあり、運行ルート沿いに住居等が存在することから選定した。
		粉じん等	建設機械の稼働	0	建設機械の稼働に伴う粉じん等が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及び その周囲に住居等が存在することから選定した。
		別しん寺	資材及び機械の運搬に 用いる車両の運行	0	資材運搬等の車両の運行に伴う粉じん等が発生するおそれがあり、運行ルート沿いに住居等が存在することから選定した。
			建設機械の稼働	0	建設機械の稼働に伴う騒音が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその 周囲に住居等が存在することから選定した。
	騒音	EX 立:	資材及び機械の運搬に 用いる車両の運行	0	資材運搬等の車両の運行に伴う騒音が発生するおそれがあり、運行ルート沿いに 住居等が存在することから選定した。
	音	騒音	鉄道施設(換気施設)の 供用	0	換気施設の稼働に伴う騒音が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその 周囲に住居等が存在することから選定した。
大気環			列車の走行(地下を走行する場合を除く。)	0	地上における列車の走行に伴う騒音が発生するおそれがあり、対象事業実施区域 及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
境			建設機械の稼働	0	建設機械の稼働に伴う振動が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその 周囲に住居等が存在することから選定した。
			資材及び機械の運搬に 用いる車両の運行	0	資材運搬等の車両の運行に伴う振動が発生するおそれがあり、運行ルート沿いに 住居等が存在することから選定した。
	振動	振動	鉄道施設 (換気施設) の 供用	0	換気施設の稼働に伴う振動が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその 周囲に住居等が存在することから選定した。
	到		列車の走行(地下を走行する場合を除く。)	0	地上における列車の走行に伴う振動が発生するおそれがあり、対象事業実施区域 及びその周囲には住居等が存在していることから選定した。
			列車の走行 (地下を走行 する場合に限る。)	0	地下における列車の走行に伴い土被りが小さい箇所において振動が発生するお それがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定し た。
	微気 圧波	微気圧波	列車の走行(地下を走行する場合に限る。)	0	地下における列車の走行に伴い山岳トンネルの坑口付近(斜坑を含む)において 微気圧波が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存 在することから選定した。
	低周 波音	低周波音	鉄道施設 (換気施設) の 供用	0	換気施設の稼働に伴う低周波音が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及び その周囲に住居等が存在することから選定した。
			切土工等又は既存の工 作物の除去	0	高架橋・橋梁、地上駅の工事に伴う濁水により水の濁りが発生するおそれがある ことから選定した。
		水の濁り	トンネルの工事	0	トンネル(山岳トンネル部、斜坑)の工事に伴うトンネル坑口部及び斜坑からの排水により水の濁りが発生するおそれがあることから選定した。
	水		工事施工ヤード及び工 事用道路の設置	0	工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴う土地の改変により水の濁りが発生 するおそれがあることから選定した。
	水質		切土工等又は既存の工 作物の除去	0	高架橋・橋梁、地上駅の工事に伴う排水により水の汚れが発生するおそれがあることから選定した。
		水の汚れ	トンネルの工事	0	トンネル (山岳トンネル部、斜坑) の工事に伴うトンネル坑口部及び斜坑からの 排水により水の汚れが発生するおそれがあることから選定した。
水環境			鉄道施設(駅)の供用	0	地上駅の供用に伴う排水により水の汚れが発生するおそれがあることから選定した。
境	水底 の 底質	水底の底質	切土工等又は既存の工 作物の除去	0	橋梁の工事に伴い水底の底質への影響のおそれがあることから選定した。
	地上	地下水の水質	トンネルの工事	0	トンネル(山岳トンネル部、斜坑)の工事に伴い地下水への影響のおそれがあることから選定した。
	下水	及び水位	鉄道施設 (トンネル) の 存在	0	トンネル(山岳トンネル部、斜坑)の存在に伴い地下水への影響のおそれがあることから選定した。
	水資	ル次派	トンネルの工事	0	トンネル(山岳トンネル部、斜坑)の工事に伴い水資源への影響のおそれがあることから選定した。
	源	水資源	鉄道施設(トンネル)の 存在	0	トンネル(山岳トンネル部、斜坑)の存在に伴い水資源への影響のおそれがあることから選定した。

# 表 7-1-3(2) 環境影響評価の項目及びその選定理由等

		環境影響語		設定	が自己はのなりとの匹と左山寺
	環境要	素の区分	影響要因の区分	状況	環境影響評価の項目の選定又は選定しない理由
			工事施工ヤード及び工 事用道路の設置	0	工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴う土地の改変により重要な地形及び 地質への影響のおそれがあることから選定した。
	地形		鉄道施設 (トンネル) の 存在	0	トンネル(山岳トンネル部、斜坑)の存在に伴う土地の改変により重要な地形 及び地質への影響のおそれがあることから選定した。
	・ 地	重要な地形及 び地質	鉄道施設(地表式又は掘 割式)の存在	0	地表式又は掘割式の存在に伴う土地の改変より重要な地形及び地質への影響の おそれがあることから選定した。
	質		鉄道施設(嵩上式)の存 在	0	高架橋・橋梁の存在に伴う土地の改変により重要な地形及び地質への影響のお それがあることから選定した。
			鉄道施設(駅)の存在	0	地上駅の存在に伴う土地の改変により重要な地形及び地質への影響のおそれがあることから選定した。
	- HV 特亞	地盤沈下	トンネルの工事	0	トンネル(山岳トンネル部、斜坑)の工事に伴い地盤沈下が発生するおそれがあることから選定した。
土	地盆	地盤次下	鉄道施設 (トンネル) の 存在	0	トンネル(山岳トンネル部、斜坑)の存在に伴い地盤沈下が発生するおそれがあることから選定した。
土壌に係る環境そ	十松	I	切土工等又は既存の工 作物の除去	0	高架橋・橋梁、地上駅の工事に伴う発生土により土壌汚染のおそれがあることから選定した。
示る環	上坡		トンネルの工事	0	トンネル(山岳トンネル部、斜坑)の工事に伴う発生土により土壌汚染のおそれがあることから選定した。
境その		日照阻害	鉄道施設(嵩上式)の存 在	0	高架橋・橋梁の存在に伴い日照阻害が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
他環境			鉄道施設(駅)の存在	0	地上駅の存在に伴い日照阻害が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及び その周囲に住居等が存在することから選定した。
境		電波障害	鉄道施設(嵩上式)の存 在	( )	高架橋・橋梁の存在に伴い電波障害が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
	その	电仪序音	鉄道施設(駅)の存在	0	地上駅の存在に伴い電波障害が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及び その周囲に住居等が存在することから選定した。
	他の環境		鉄道施設 (トンネル) の 存在	0	トンネル (トンネル坑口部、斜坑) の存在に伴う土地の改変により文化財への影響のおそれがあることから選定した。
	要素	文化財	鉄道施設(地表式又は掘 割式)の存在	0	地表式又は掘割式の存在に伴う土地の改変により文化財への影響のおそれがあることから選定した。
		又16知	鉄道施設(嵩上式)の存 在	0	高架橋・橋梁の存在に伴う土地の改変により文化財への影響のおそれがあることから選定した。
			鉄道施設(駅)の存在	0	地上駅の存在に伴う土地の改変により文化財への影響のおそれがあることから 選定した。
		磁界	列車の走行(地下を走行する場合を除く。)	0	地上における列車の走行に伴い列車の近傍において磁界が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。

# 表 7-1-3(3) 環境影響評価の項目及びその選定理由等

	環境影響		設定	現象音計画の項目及びその歴史理由等
環境	要素の区分	影響要因の区分	状況	環境影響評価の項目の選定又は選定しない理由
		建設機械の稼働	0	建設機械の稼働に伴う騒音・振動等により対象事業実施区域及びその周囲で重要な 種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから選定した。
		資材及び機械の運搬に 用いる車両の運行	0	資材運搬等の車両の運行に伴う騒音・振動等により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから選定した。
		切土工等又は既存の工 作物の除去	0	地上駅、高架橋・橋梁の工事に伴う排水等により対象事業実施区域及びその周囲で 重要な種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから選定した。
		トンネルの工事	0	トンネル(山岳トンネル部、斜坑)の工事に伴うトンネル坑口部及び斜坑からの排水等により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから選定した。
動物	重要な種及び 注目すべき生 息地		0	工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴う土地の改変により対象事業実施区域 及びその周囲で重要な種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから 選定した。
		鉄道施設 (トンネル) の 存在	0	トンネル(トンネル坑口部、斜坑)の存在に伴う土地の改変及び地下水位等の変化により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから選定した。
		鉄道施設(地表式又は掘 割式)の存在	0	地表式又は掘割式の存在に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから選定した。
		鉄道施設 (嵩上式) の存 在	0	高架橋・橋梁の存在に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから選定した。
		鉄道施設(駅)の存在	0	地上駅の存在に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種 及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから選定した。
	重要な種及び群落	切土工等又は既存の工 作物の除去	0	高架橋・橋梁、地上駅の工事に伴う排水等により対象事業実施区域及びその周囲で 重要な種及び群落への影響のおそれがあることから選定した。
		トンネルの工事	0	トンネル(山岳トンネル部、斜坑)の工事に伴うトンネル坑口部及び斜坑からの排水等により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び群落への影響のおそれがあることから選定した。
		工事施工ヤード及び工 事用道路の設置	0	工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴う土地の改変により対象事業実施区域 及びその周囲で重要な種及び群落への影響のおそれがあることから選定した。
植物		鉄道施設(トンネル)の 存在	0	トンネル(トンネル坑口部、斜坑)の存在に伴う土地の改変及び地下水位等の変化により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び群落への影響のおそれがあることから選定した。
		鉄道施設(地表式又は掘 割式)の存在	0	地表式又は掘割式の存在に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲 で重要な種及び群落への影響のおそれがあることから選定した。
		鉄道施設 (嵩上式) の存 在	0	高架橋・橋梁の存在に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び群落への影響のおそれがあることから選定した。
		鉄道施設(駅)の存在	0	地上駅の存在に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種 及び群落への影響のおそれがあることから選定した。
		建設機械の稼働	0	建設機械の稼働に伴う騒音・振動等により対象事業実施区域及びその周囲で地域を 特徴づける生態系への影響のおそれがあることから選定した。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	0	資材運搬等の車両の運行に伴う騒音・振動等により対象事業実施区域及びその周囲で地域を特徴づける生態系への影響のおそれがあることから選定した。
		切土工等又は既存の工 作物の除去	0	高架橋・橋梁、地上駅の工事に伴う排水等により対象事業実施区域及びその周囲で地域を特徴づける生態系への影響のおそれがあることから選定した。
		トンネルの工事	0	トンネル(山岳トンネル部、斜坑)の工事に伴うトンネル坑口部及び斜坑からの排水等により対象事業実施区域及びその周囲で地域を特徴づける生態系への影響のおそれがあることから選定した。
生態系	地域を特徴づ ける生態系	工事施工ヤード及び工 事用道路の設置	0	工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴う土地の改変により対象事業実施区域 及びその周囲で地域を特徴づける生態系への影響のおそれがあることから選定した。
		鉄道施設(トンネル)の 存在	0	トンネル(トンネル坑口部、斜坑)の存在に伴う土地の改変及び地下水位等の変化により対象事業実施区域及びその周囲で地域を特徴づける生態系への影響のおそれがあることから選定した。
		鉄道施設 (地表式又は掘 割式) の存在	0	地表式又は掘割式の存在に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲 で地域を特徴づける生態系への影響のおそれがあることから選定した。
		鉄道施設 (嵩上式) の存 在	0	高架橋・橋梁の存在に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で地域を特徴づける生態系への影響のおそれがあることから選定した。
		鉄道施設(駅)の存在	0	地上駅の存在に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で地域を特 徴づける生態系への影響のおそれがあることから選定した。

# 表 7-1-3(4) 環境影響評価の項目及びその選定理由等

	環境影響評価項目			
環境	要素の区分	影響要因の区分	状況	環境影響評価の項目の選定又は選定しない理由
	主要な眺望点	鉄道施設 (地表式又は掘 割式) の存在	0	地表式又は掘割式の存在に伴い主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観 への影響のおそれがあることから選定した。
景観	及び景観資源 並びに主要な	鉄道施設 (嵩上式) の存 在	0	高架橋・橋梁の存在に伴い主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響のおそれがあることから選定した。
	眺望景観	鉄道施設(駅)の存在	0	地上駅の存在に伴い主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響のおそれがあることから選定した。
人と自然との		鉄道施設 (地表式又は掘 割式) の存在	0	地表式又は掘割式の存在に伴い主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響 のおそれがあることから選定した。
触れ合	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	鉄道施設 (嵩上式) の存 在	0	高架橋・橋梁の存在に伴い主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響のおそれがあることから選定した。
動の場		鉄道施設(駅)の存在	0	地上駅の存在に伴い主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響のおそれが あることから選定した。
	建設工事に伴	切土工等又は既存の工 作物の除去	0	高架橋・橋梁、地上駅の工事に伴い建設発生土及び建設廃棄物が発生するおそれが あることから選定した。
廃棄物等	う副産物	トンネルの工事	0	トンネル(山岳トンネル部、斜坑)の工事に伴い建設発生土及び建設廃棄物が発生するおそれがあることから選定した。
	廃棄物等	鉄道施設(駅)の供用	0	地上駅の供用に伴い一般廃棄物が発生するおそれがあることから選定した。
		建設機械の稼働	0	建設機械の稼働に伴い温室効果ガスが発生するおそれがあることから選定した。
温室効果ガス	温室効果ガス	資材及び機械の運搬に 用いる車両の運行	0	資材運搬等の車両の運行に伴い温室効果ガスが発生するおそれがあることから選 定した。
		鉄道施設(駅)の供用	0	地上駅の供用に伴い温室効果ガスが発生するおそれがあることから選定した。

- 1. この表において「◎」は国土交通省令における参考項目、「○」は参考項目以外に事業者により追加した項目を示す。
- 2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の走行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 3. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は、希少性の観点から重要なものをいう。
- 4. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 5. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場 をいう。
- 8. この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
- 9. この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。

# 7-2 調査、予測及び評価の手法の選定並びにその選定理由

本事業の実施に伴い、駅やトンネルなど、様々な施設を設置する予定である。これらの施設等の位置、規模等については、計画を具体化し、適切な調査、予測・評価を行う。施設毎の標準的な調査項目、地点数等を表 7-2-1~表 7-2-3 に示す。今後の現地調査の実施にあたっては、施設の位置・規模、地域特性や専門家の意見等を踏まえ、調査項目、地点等を設定することとする。

環境影響評価の項目についての調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由を表 7-2-4 に示す。 なお、表 7-2-4 に示す調査地点数は、今後の計画の具体化に伴い、増減の可能性がある。

# 【トンネル坑口及び明かり部周辺】

トンネル坑口及び明かり部周辺の現地調査の考え方を表 7-2-1 に示す。なお、調査地点は基本を示したものであり、地域の状況により増減の可能性がある。

表 7-2-1 トンネル坑口及び明かり部周辺の現地調査の考え方

環境要素	調査項目	調査地点及び範囲設定の考え方	調査頻度・期間
大気質	二酸化窒素	一般環境大気:トンネル坑口部・明かり部の工事を対象に、民家、集落等の	連続1週間×4季
	浮遊粒子状物質	代表的な保全対象が存在する箇所に原則1地点設定。	
		道路沿道大気:トンネル坑口部・明かり部の工事を対象に、工事用車両の運	
		行が想定されるルート沿いの民家、集落等の代表的な保全対	
		象が存在する箇所に原則1地点設定。	
	気象(風向・風速)	一般環境大気と同様。	連続1週間×4季
騒音	騒音レベル	一般環境騒音:トンネル坑口部・明かり部の工事及び列車の走行を対象に、	平日の1日
	(道路交通騒音測定	民家、集落等の代表的な保全対象が存在する箇所に原則1地	(24 時間) ×1 回
	時には、交通量も同時	点設定。	
	観測)	道路交通騒音:トンネル坑口部・明かり部の工事を対象に、工事用車両の運	
		行が想定されるルート沿いの民家、集落等の代表的な保全対	
100	1971	象が存在する箇所に原則1地点設定。	
振動	振動レベル	一般環境振動:トンネル坑口部・明かり部の工事及び列車の走行を対象に、	平日の1日
	(道路交通振動測定	民家、集落等の代表的な保全対象が存在する箇所に原則 1 地	(24 時間) ×1 回
	時には、交通量も同時 観測)	点設定。 道路交通振動:トンネル坑口部・明かり部の工事を対象に、工事用車両の運	
	(観例)	国路交通振動: トンイル机口部・明かり部の工事を対象に、工事用単画の連 行が想定されるルート沿いの民家、集落等の代表的な保全対	
		和が思たされるルート行いの氏家、乗格寺の代表的な保主対 象が存在する箇所に原則 1 地点設定。	
		道路交通振動と同様。	大型車通過 10 台
	12 金早 20 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	旦時久地派動と門外。	対象
水質	水の濁り(浮游物質量	トンネル坑口部・明かり部の工事を対象に、工事実施箇所の下流域の主要河	低水時及び豊水
	(SS))	川を基本に原則1地点設定。	時の2回
	水の汚れ(水素イオン	, , <u> </u>	, ,
	濃度(pH))		
	流量		
電波障害	画質評価、電界強度	明かり部の存在を対象に、民家、集落等保全対象が存在する箇所における影	1 回
		響範囲を想定して複数地点設定。	
動物、植物、	哺乳類、鳥類、両生類、	トンネル坑口部・明かり部の工事及び存在を対象に、周辺の地形等の条件を	対象により適期
生態系	爬虫類、昆虫類、魚類、	勘案して、その地域を代表する動植物の生息・生育環境を網羅できると考え	
	底生動物、植物相及び	られる範囲に設定。調査範囲は、土地改変区域から概ね 600m の範囲を想定。	
	植生	(猛禽類は「猛禽類保護の進め方(環境庁)」に基づく。)	
景観	眺望景観の状況	明かり部の存在を対象に、不特定多数の人が眺望景観を楽しむために利用す	主要な眺望点の
		る地点、かつ対象となる構造物を眺望可能な箇所に設定。	状況を踏まえ、1
			年間における適
			切な時期
人と自然と	利用の状況及び利用	明かり部の存在を対象に、周辺に分布する人と自然との触れ合いの活動の場	場の状況を踏ま
の触れ合い	環境	に調査地点を設定。調査範囲は、土地改変区域から概ね 600m の範囲を想定。	え、1年間におけ
の活動の場			る適切な時期

注1.河川内橋梁工事にて、河床掘削を行う箇所については、底質の測定を1回実施する。

# 【山岳トンネル斜坑坑口周辺】

山岳トンネル斜坑坑口周辺の現地調査の考え方を表 7-2-2 に示す。なお、調査地点は基本を示した ものであり、地域の状況により増減の可能性がある。

表 7-2-2 山岳トンネル斜坑坑口周辺の現地調査地点の考え方

環境要素	調査項目	調査地点及び範囲設定の考え方	調査頻度・期間
大気質	二酸化窒素	一般環境大気:斜坑等の工事を対象に、民家、集落等の代表的な保全対象が	連続1週間×4季
	浮遊粒子状物質	存在する箇所に原則1地点設定。	
		道路沿道大気:斜坑等の工事を対象に、工事用車両の運行が想定されるルー	
		ト沿いの民家、集落等の代表的な保全対象が存在する箇所に	
	1.4.7-1.	原則1地点設定。	11.11 Smm
	気象 (風向・風速)	一般環境大気と同様。	連続1週間×4季
騒音	騒音レベル	一般環境騒音:斜坑等の工事を対象に、民家、集落等の代表的な保全対象が	平日の1日
	(道路交通騒音測定	存在する箇所に原則1地点設定。	(24 時間) ×1 回
	時には、交通量も同時	道路交通騒音:斜坑等の工事を対象に、工事用車両の運行が想定されるルー	
	観測)	ト沿いの民家、集落等の代表的な保全対象が存在する箇所に	
+r= efst.	振動レベル	原則1地点設定。	WH 6 1 H
振動	振動レベル   (道路交通振動測定	一般環境騒音:斜坑等の工事を対象に、民家、集落等の代表的な保全対象が 存在する箇所に原則1地点設定。	平日の1日 (24 時間)×1 回
	時には、交通量も同時		(24 时间) 人1 凹
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ト沿いの民家、集落等の代表的な保全対象が存在する箇所に トルの民家、集落等の代表的な保全対象が存在する箇所に	
	<b>時間割</b>	原則1地点設定。	
	地盤卓越振動数	道路交通振動と同様。	大型車通過 10 台
			対象
水質	水の濁り(浮遊物質量	斜坑等の工事を対象に、工事実施箇所の下流域の主要河川を基本に原則 1 地	低水時及び豊水
	(SS))	点設定。	時の2回
	水の汚れ(水素イオン		
	濃度(pH))		
	流量		
地下水	地下水の水質(水温、	斜坑等の工事及び存在を対象に、周辺で民家、集落等保全対象が存在する箇	地下水質:1回
	pH、透視度、電気伝導	所の地下水利用状況等を考慮し、現況を適切に把握できる地区に設定。	地下水位:4季
	度)及び水位		
動物、植物、	哺乳類、鳥類、両生類、	斜坑等の工事及び存在を対象に、周辺の地形等の条件を勘案して、その地域	対象により適期
生態系	爬虫類、昆虫類、魚類、	を代表する動植物の生息・生育環境を網羅できると考えられる範囲に設定。	
	底生動物、植物相及び	調査範囲は、土地改変区域から概ね 600m の範囲を想定。(猛禽類は「猛禽類	
	植生	保護の進め方(環境庁)」に基づく。)	

注1. 斜坑の周辺に民家、集落等の保全対象が存在しない場合、一般環境大気、一般環境騒音、一般環境振動は測定しない。

注2. 斜坑坑口には、換気施設を設ける箇所と設けない箇所がある。

# 【地上駅周辺】

地上駅周辺の現地調査の考え方を表 7-2-3 に示す。なお、調査地点は基本を示したものであり、地域の状況により増減の可能性がある。

表 7-2-3 地上駅周辺の現地調査の考え方

環境要素	調査項目	調査地点及び範囲設定の考え方	調査頻度・期間
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	一般環境大気:地上駅の工事を対象に、民家、集落等の代表的な保全対象が存在する箇所に原則1地点設定。 道路沿道大気:地上駅の工事を対象に、工事用車両の運行が想定されるルート沿いの民家、集落等の代表的な保全対象が存在する箇所に原則1地点設定。	連続1週間×4季
	気象(風向・風速)	一般環境大気と同様。	連続1週間×4季
騒音	騒音レベル (道路交通騒音測定 時には、交通量も同 時観測)	一般環境騒音:地上駅の工事及び列車の走行を対象に、民家、集落等の代表 的な保全対象が存在する箇所に原則1地点設定。 道路交通騒音:地上駅の工事を対象に、工事用車両の運行が想定されるルー ト沿いの民家、集落等の代表的な保全対象が存在する箇所に 原則1地点設定。	平日の1日 (24時間)×1回
振動	振動レベル (道路交通振動測定 時には、交通量も同 時観測)	一般環境振動:地上駅の工事及び列車の走行を対象に、民家、集落等の代表的な保全対象が存在する箇所に原則1地点設定。 道路交通振動:地上駅の工事を対象に、工事用車両の運行が想定されるルート沿いの民家、集落等の代表的な保全対象が存在する箇所に原則1地点設定。	平日の1日 (24時間)×1回
	地盤卓越振動数	道路交通振動と同様。	大型車通過 10 台 対象
水質	水の濁り (浮遊物質 量(SS)) 水の汚れ (水素イオン 濃度(pH)、生物化学的 酸素要求量(BOD)) 流量	地上駅の工事及び供用を対象に、工事実施箇所の下流域の主要河川を基本に 原則 1 地点設定。	低水時及び豊水 時の2回
電波障害	画質評価、電界強度	地上駅の存在を対象に、民家、集落等保全対象が存在する箇所における影響 範囲を想定して複数地点設定。	1 回
動物、植物、生態系	哺乳類、鳥類、両生 類、爬虫類、昆虫類、 魚類、底生動物、植 物相及び植生	地上駅の工事及び存在を対象に、周辺の地形等の条件を勘案して、その地域を代表する動植物の生息・生育環境を網羅できると考えられる範囲に設定。 調査範囲は、土地改変区域から概ね 600m の範囲を想定。(猛禽類は「猛禽類保護の進め方(環境庁)」に基づく。)	対象により適期
景観	眺望景観の状況	地上駅の存在を対象に、不特定多数の人が眺望景観を楽しむために利用する 地点、かつ対象となる構造物を眺望可能な箇所に設定。	主要な眺望点の 状況を踏まえ、1 年間における適 切な時期
人と自然と の触れ合い の活動の場	利用の状況及び利用 環境	地上駅の存在を対象に、周辺に分布する人と自然との触れ合いの活動の場に 調査地点を設定。調査範囲は、土地改変区域から概ね600mの範囲を想定。	場の状況を踏ま え、1 年間におけ る適切な時期

注1.河川内橋梁工事にて、河床掘削を行う箇所については、底質の測定を1回実施する。

表 7-2-4(1) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

福佐	環境影響評価項目							
環境要素		」 調査の基本的な手法	予測の基本的な手法	   評価の手法	手法の			
原現安系 の区分		MIE・ハ本/HI/4丁仏	「例ックを冷りなす仏	可順の子仏	選定理由			
	酸化 <b>工事の実施</b> 素 ・建設機械の 遊粒 稼働	1. 調査すべき項目 気象(無速) 変質 2. 調本的な手法 (文庫) 物調査の基本的な手法 (文庫) ・地域原子の基本的な手法 (文庫) ・地域原子の表別のではある。 での表別のではある。 での表別のではある。 での表別のではある。 での表別のではいる。 での表別のではいる。 での表別のではいる。 での表別ではいる。 での表別ではいる。 での表別ではいる。 での表別ではいる。 での表別ではいる。 での表別ではいる。 でのまでは、これでは、これでは、これでは、では、これでは、では、これでは、では、これでは、これ	1. 予測項目 建酸化質 2. 予測の基本的な手法 で表現の基本的な手法 で表現の基本が、パフラットの基本では、 の基本が、パフラットでは、 の基本が、パフラットでは、 の基本が、パフラットでは、 の基本が、の基本が、のまたである。 のようでは、 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	①回避又は極個標の に基準整整 化環 との 検 で と で で で で で で で で で で で で で で で で で	一広らるのは、一広らるのでは、一広らのでは、一位では、一位では、一位では、一位では、一位では、一位では、一位では、一位			
	<b>工事の実施</b> ・資材及び機 械の運車 用いる車 の運行	1.調査すべき項風速) 電すべき項風速) 電力で、一点では、一点では、 電子で、一点では、一点では、 電子で、一点では、 電子で、一点では、 電子で、一点では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	1. 予測項目 野項目 等に 等に 変を物ない。 のを物ない。 で変が基本式。 2. 予ププルル測を上 大でである。 で変が、である。 は域点。 で質すす。 を変がと、 大のし、 で変が、である。 は、 で変が、である。 は、 で変が、である。 は、 で変が、である。 は、 で変が、である。 は、 で変が、である。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 で	①回に係業の計では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	一広らる的用で法			

<sup>(1)</sup> プルーム式・パフ式:大気汚染物質が発生源から拡散する状況を求めるための計算式。予測地点の風の状況をもとに、有風時はプルーム式、弱風時はパフ式を用いて予測し、結果を合わせることにより、予測地点における大気汚染物質濃度の年平均値を定量的に算出することができる。

表 7-2-4(2) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

		環境影響					手法の
		竞要素	影響要因	調査の基本的な手法	予測の基本的な手法	評価の手法	選定理由
	の	区分	の区分				
大気環境	大気質	<u> </u>	<b>工事の実施</b> ・建設機械の 稼働	1. 調査すべき項目 気象(風向・風速) 2. 調査の基本的な手法 (文献調査) ・地域気象観測所における気象 ・観測で集整理 (現地調査) ・「地上気象観測指針」に準拠 3. 調査地域 建設機械の稼働にあると認 建設ける地域 4. 調査に高遊切に把握する窓 が遊れる地点 現で変われがあるといる。 が変が出地点で変数があるといる。 5. 調査期間等	1. 予測項目 建機等 2. 予測の多基本的な解析 3. 予測のの引用 3. 予測を開始域と 4. 予測とでは、 3. 予制とのの引動性域と 4. 予制とののののである。 4. 予制にるののである。 5. 予測の最盛期 5. 予期の最盛期	① ② と検建う予法 低価目性考に等価でいる と検達が がいいい では できる と検達が がいい できる と検達が がいい できる と と を できる と できる	国省づ手を通基考
			<b>工事の実施</b> ・資材の運搬に ・資材の運動で ・資子でである。 ・資子である。 ・資子である。 ・資子である。 ・資子である。 ・資子である。 ・資子である。 ・資子である。 ・資子である。 ・資子である。 ・資子である。 ・資子である。 ・資子である。 ・資子である。 ・資子である。 ・資子である。 ・資子である。 ・資子である。 ・資子である。 ・資子である。 ・一の運行 ・一の運行 ・一のである。 ・一のでる。 ・一のでる。 ・一のでも。 ・一のでる。 ・一ので。 ・一ので。 ・一ので。 ・一ので。 ・一ので。 ・一ので。 ・一ので。 ・一ので。	連続1週間×4季  1.調査すべき項目 気象(向・風速)  2.調査の基本的な手法 (文献調査) ・地域気象を関係を表して、地域別所における気象の基本のはので、現地で、で、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、	1. 予測項目 資子は係る粉でした手法 事所の基本的な手法 事所の基本的な手法 事所の引用 3. 予調を地域と同様 4. 予測とのようのである。 粉に入連さるかである。 5. 予測の最盛期	① になる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	国省づ手

注 1. 評価の手法の「①回避又は低減に係る評価」は、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減がなされているか、 見解を明らかにすることにより行う。

注 2. 評価の手法の「参考」は、国又は地方公共団体による環境保全の観点からの施策による基準又は目標が定められていないため、事業者が参考として定め、整合が図られているかを検討する基準等を示す。

表 7-2-4(3) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

				対及し計画の「法型し		
	環境影響					手法の
	境要素	影響要因	調査の基本的な手法	予測の基本的な手法	評価の手法	選定理由
0	り区分	の区分				
大気環境	建設工事騒音	<b>工事の実施</b> ・建設機械の 稼働	1. 調査すべき項目 環境騒音、地な手法 (現地調査) ・環境騒音:「騒音に係る環境 基準」に係る環境 ・地表面の状況:現地踏査 3. 調査地域 ・地表査機械の稼働に係る影響 を受ける地域 4. 調査境をおれがあると認め を受れる地域 4. 調費境とができる地点(概ね 環境るこ程度) 5. 調査期間等 平日の1日(24時間)×1回	1. 予測項目 建設機械の稼働に係る 3. 予測の基本的な手法 音のの伝搬理論にN-Model 2007 <sup>(2)</sup> ) 3. 予測地域 調調地域と同様 4. 予測地域と同様 4. 予測音がある。 基準がある。 地点 5. 予測対象時期 工事の最盛期	① <b>とは評は合 との対策を対して、 との対定性を対した。 との対定性をは、 当地には、 地には、 地には、 地には、 地には、 地には、 地には、 地には、 </b>	国省づ手上令く法を
	道駱交通騒音	<b>工事の実施</b> ・資材のいるでは、	1.調査すべき項目 道路での基本の状況 2.調査の基本的で手法 (現地調査) ・道場面通騒音:「騒音に係る ・道環道の状況:「騒音に係る ・環道の大況に地表では、 ・道環道の状況:地表では、 ・地表では、 ・地表では、 ・地表では、 ・光池・地域では、 ・光池・地域である。 ・光池・地域であるでは、 では、 ・のいいでは、 ・のいいでは、 ・のいいでは、 ・のいいでは、 ・のいいでは、 ・のいいでは、 ・のいいでは、 ・のいいでは、 ・のいいでは、 ・のいいでは、 ・のいいでは、 ・のいいでは、 ・にでいいでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいでは、 ・にでいいいでいいでは、 ・にでいいいでいいでは、 ・にでいいでいいでいいでいいでは、 ・にでいいでいいでいいでいいでいいでいいでいいでいいでいいでいいでいいでいいでいい	1. 予測項目 事項運搬 等音 変行に <b>の基本的な</b> 現にの 運発を を 変行にの の基本の現にの の基本の現にの の基本の現にの の基本の現にの の基本の現にの の表 の表 の表 の表 の表 の表 の表 の表 の表 の	①回避スは個次では ・「原本を ・「のまた。 ・「の	国省づ手生命である。

注 1. 評価の手法の「①回避又は低減に係る評価」は、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減がなされているか、 見解を明らかにすることにより行う。

-

<sup>(2)</sup> ASJ CN-Model 2007:建設工事騒音を予測するための計算式。騒音の発生源となる建設機械の状況等をもとに、予測地点における建設機械の稼働に伴う騒音の程度を算出することができる。

<sup>(3)</sup>ASJ RTN-Model 2008: 道路交通騒音を予測するための計算式。道路を走行する車両の種類や台数、路面の舗装状況等をもとに、予測地点における車両の走行に伴う騒音の程度を算出することができる。

表 7-2-4(4) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

	環境影響	評価項目				
環	境要素	影響要因	調査の基本的な手法	予測の基本的な手法	評価の手法	手法の
	区分	の区分				選定理由
大気環境	協与坛	存在及び供用 ・鉄道施設(欠 気施設)の 供用	1. 調査 (	1. 予測項目 鉄音 の供用に係る 5. 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 3. 予測地域 調査地点 影測さい点 4. 予測さいる 野側の引 長期である をができる 地点 5. 予測が象時期 鉄能となる時期 が定常状態となる時期	① ② と検特がは、	一広らると
	列車走行騒音	存在及び供用 ・列車での走を場 でのまを場 を除く。)	1. 調売 (24年間) (1日間) (1日	1. 予測項目 音 2. 予測の基本的な手法 一時期の基本的な手線 一時期の基本的な手線 一時期間である。 一時期間である。 一時期間である。 一時間である。 一般で。 一般で。 一般で。 一般で。 一般で。 一般で。 一般で。 一般で	①回避なは低価には、では、では、では、では、できます。では、できますが、できままが、できますが、できままが、できますが、できままが、できままが、できままが、できますが、できままが、できますが、できますが、できますが、できますが、できますが、できますが、できままが、できますが、できますが、できますが、できますが、できまが、できまが、できまが、できまが、できまが、できまが、できまが、できま	調般くれ手予価リ験けの 変的用て法測;二線る引 ・ 山アに事用 ・ 山アに事用

注 1. 評価の手法の「①回避又は低減に係る評価」は、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減がなされているか、 見解を明らかにすることにより行う。

注 2. 評価の手法の「参考」は、国又は地方公共団体による環境保全の観点からの施策による基準又は目標が定められていないため、事業者が参考として定め、整合が図られているかを検討する基準等を示す。

表 7-2-4(5) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

		四点以鄉		歌音計画項口に味る調査、		, ,_, .	
	環境	環境影響 意要素 区分	評価項目 影響要因 の区分	調査の基本的な手法	予測の基本的な手法	評価の手法	手法の 選定理由
大気環境		建設工事振動	工事の実施 ・建設機械の 稼働	1. 調査すずり 日 環境振動、地盤の状況 2. 調査の基本的な手法 (文献調査) ・地盤の状況:文献、資料の収集・地調査) ・環境地調査) ・環境拠 3. 調査地域 建整整を受けるがある。 と認査地点 の影響をおれるがあると認っている。 4. 調環方とは、の現況をあるのでである。 と認っている。 4. 調では、の現況を地点 をいるのでである。 をいるのでである。 をいるのででは、の現れるのででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	1. 予測項目 建設 機 の 保 る 表 ま を な 手 法 を ま か な 手 法 を 振 か な 手 法 を 振 か な 手 法 を 振 か か な 手 法 を か で る い 表 い か は で る い か ま か は か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま	① (2) 基と検特にる各体ら ・「に基と検特にる各地にれる ・「に基と検特にる各地にれる ・「にのでする。 ・「にのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	国省づ手 土合く法 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
		道振動	<b>工事の実施</b> ・資材の運動でである。 ・資材の運動である。 ・資本では、	1. 調査すべき項目 道路で通振動、地盤の状況 2. 調査の基本的な手法 (現地調査) ・道路交通振動:振動規制法施 行規則に準拠 ・地盤の状況:地盤卓越振動数 の測査地域 資イ変をの車両の運行にそれがあると地域 4. 調査地点 道路で通振動の現況をあるとれがあると地域 4. 調査地点 道路することにである地域 4. 調査地点 道路するにとのでである地点 にで、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、	1. 予測項目 等額を 事事を 第行に別の基本的な手法 の基本の現資響を 事のででででである。 第一年ののででである。 1. 予測を 1. 不可 1. 不可 1	①回避係 (では (では (では (では (では (では (では (では	国省でである。国生の一個では、国生の一個である。
		換気施設振動	存在及び供用 ・鉄道施設(換 気施設)の 供用	1. 調査すべき項目 環境振動、地盤の状況 2. 調査の基本的な手法 (文成基本的な手法 (文献語動と) ・地・整理 (現地調査) ・環境拠 3. 調査地域 ・選連査地域の供用に係るがあると認っているができるがあるといるがあるといるができるがあるといるができるがあるといるできるがあるといるできるがあるといるできるがあるといるできるがあるといるできるがあるといるできるがあるという。 4. 調査がよいできる地点(環境をいるがあるといるできるがあるができるがあるができるがあるができるがあるといるがあるという。 4. 調査がよるできるがあるといるできるがあるといるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがある。 4. 調査があるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがある。 4. 調査があるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるが	1. 予測項目 の供用に係る2. 予測の多数 本的な手法 事別の多数 本的な手法 事別の多数 本的な 手法 事別の の 事別 地域 と同様 4. 予測 査地域 と同様 4. 予測 動する この 表別	① ② ・「おるに準各体ら と検特おるに準と体ら とり がったい では は は では できる と できる と できる と を できる と できる と できる に できる に できる と できる に いっぱい いっぱい に できる に できる に いっぱい に に いっぱい に いっぱい に いっぱい に いっぱい に いっぱい に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	一般の用では、おおり、おおり、おおり、おおり、おおり、おおり、おおり、おおり、おおり、おお

注 2. 評価の手法の「参考」は、国又は地方公共団体による環境保全の観点からの施策による基準又は目標が定められていないため、事業者が参考として定め、整合が図られているかを検討する基準等を示す。

表 7-2-4(6) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

		環境影響	評価項目				エルの
	環境	竞要素 区分	影響要因 の区分	調査の基本的な手法	予測の基本的な手法	評価の手法	手法の 選定理由
大気環境	振動	列車走行振動	存在 が ( ) で	1. 調査すべき項目 環境振動、地盤の状況 2. 調査の基本的な手法 (文献調査) ・地盤の状況:文献、資料の収集・地調・型型では現地では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	1. 予測項目 動理の基本的な手法 動力の基本のな手法 の基本のは 事のの基本のは 事のの基本の 事のの基本の 事のの 事のの 事の 事の 事の 事の 事の 事の 事の 事の 事の 事の	① ② と検「緊急を対して、   ・    ・    ・    ・    ・    ・    ・	調般くれ手予価リ験けの査的用で法測;二線る引;にいい ・山アに事用一広らる 評梨実お例
	微気圧波	微気圧	<b>存在及び供用</b> ・ ( 知	1. 調査すべき項目 土地利用の状況、地形の状況 2. 調査の基本的な手法 (文献調査) ・地形図、都市計画図、住宅地 図及び航空写真等の資料の 収集・整理 ・必要に応じて現地踏査 3. 調査地域 の影響を受けるおそれがある と認められる地域	1. 到項目 予測車波の基本的な手線で 多列圧を測のの基本的な験別の 基本的な験別の 基本的な験別の 基本的な場合の のリットの 第一次のの のリットの が展示のの はい点にでする のいるのの のいるの のいるの のいるの のいるの のいるの のいるの のいるの のいるの のいるの のいるの のいるの のいるの のいるの のいるの のいるの のいるの のいるの のいる のいる	① ② ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ である は は は は は は は は は は は は は は な な な と 検 整 目 「 口 置 と 検 整 目 「 口 置 と 検 整 は で ネ 工 ( 案 が あ ル の る 坑 設 ) 」	調般くれ手予価リ験けの査的用て法測;ニ線る引;にいい・山アに事用「広らる」評梨実お例
	低周波音	低周波音	存在及び供用 ・鉄道施設 (換 気施設)の 供用	1. 調査すべき項目 土地利用の状況、地形の状況 2. 調査の基本的な手法 (文献調査) ・地形図、都市計画図、住宅地 図及び航空写真等の資料の 収集・整理 ・必要に応じて現地踏査 3. 調査地域 鉄道施設の供用に係る低周 波音の影響を受けるおそれが あると認められる地域	1. 予測項目 鉄道超級 (	①回に基と検低価標の (2 と検 (5 動書) (5 を	一般的に 広られれ る手法

注 2. 評価の手法の「参考」は、国又は地方公共団体による環境保全の観点からの施策による基準又は目標が定められていないため、事業者が参考として定め、整合が図られているかを検討する基準等を示す。

表 7-2-4(7) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

		環境影響	評価項目				手法の
		竟要素	影響要因	調査の基本的な手法	予測の基本的な手法	評価の手法	選定理由
	の	区分	の区分				
水環境	水質	水の濁り	<b>工事の</b> <b>大事</b> <b>大工工</b> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1. 調査すべき項目 浮歩 気象の基本的な手法 (文景のの基本的な手法 (文明の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水	1. 予測項目 切工作のネマルー設置 フリー	①回避又は低減に係る評価	一広らるのは、一広られ手にいい
		水の汚 れ	<b>エ事の実施</b> ・切出に	1.調査すべき項目 水素をの基本的な手法 (文献調査) ・公共過去を変理 (現地調査) ・公共過去を整理 (現地調査) ・「水準拠 3.調査地域 切除去、下準拠 3.調査地域 切除去、下準型 の除去、下準型 ののの表表を受けるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるできれがのできれがのであるであるである。 水がのであるがあるがあるであるであるであるであるがあるがあるがあるがあるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるがあるであるがあるがあるであるがあるがあるがあるがあるであるであるであるであるであるがあるであるがあるがあるであるがあるがあるがあるがあるがあるがあるであるであるがあるがあるがあるがあるがあるがあるであるである。 は、下のであるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあ	1. 予測項目 知工等 スは既存のネイオン 等別の 工作物の主席 (	①回避又は低減に係る評価	一広られた。

表 7-2-4(8) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

		環境影響					手法の
		要素	影響要因	調査の基本的な手法	予測の基本的な手法	評価の手法	選定理由
-	(7)	区分	の区分	1 河本ナジも存口	1 7 20 75 0		
水環境	水質	水の汚れ	<b>存在及び供用</b> ・ (駅)の供用	1. 調査すべき項目 生物化学的酸素要求量(BOD)の状況の基本的な手法(文部調査の基本的な手法(文共周素での表別では、の収益には、の収益には、の収益に、の収益に、の収益に、の収益に、の収益に、の収益に、の収益に、の収益に	1. 予測項目 の的 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会	①回避又は低減に係る評価	一広らる船の外では、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大
	水底の底質	水底質	・切出工等の実施・切出工作物の除去	1.調査を 1.調査の基本的な手法 (文献、の基本的な手法 (文献、の基本的な手法 (文献、の基本的な手法 (文献、の基本のの汚を関係を ・文献、の域のアリン・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水	1. 予測項目 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	①回避又は低減に係る評価	一広らる的別では、一広らるのでは、一位のでは、一位のでは、一位のでは、一位のでは、一位のでは、一位のでは、一位のでは、一位のでは、一位のでは、一位のでは、一位のでは、一位のでは、一位のでは、一位のでは、

表 7-2-4(9) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境影響	<b>『</b> 評価項目				
環境要素の区分	影響要因 の区分	調査の基本的な手法	予測の基本的な手法	評価の手法	手法の 選定理由
水環境地下水が地下水が、地下水が、大塚水が、大塚水が、大塚水が、大塚水が、大塚水が、大塚水が、大塚水が、大塚	工事の実施	1.調査項目 地度(水水質) ・水水気(水水で) ・水水気(水水で) ・水の板(水水で) ・水の板(水水で) ・水の板(水水で) ・水の板(水水で) ・水の板(水水で) ・、水ので) ・、水ので) ・、水ので) ・、、水ので) ・、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	1. 予測項ネ水の基質を 事調な水水の本本: し ・地・アルで、大の水 ・地・アルで、大の水 ・地・アルで、大力で、大力で、大力で、大力で、大力で、大力で、大力で、大力で、大力で、大力	①回避又は低減に係る評価	一広らる的用で法
	<b>存在及び供用</b> ・鉄道施設(ト ンネル)の 存在	1.調本 (大き) (大き) (大き) (大き) (大き) (大き) (大き) (大き)	1. 予測項施公本: 1. 予測項施公本: 1. 予測項施公本: 1. 予測項施公本 2. 予地等予地法 2. 予期查询 水は定地域域 2. 予地等予地法 2. 予調予測 で表別下又た測查別下予地別下予地別下入地別市 3. 第一次 2. 予期查別下予地別点 2. 予期 3. 第一次 3. 第一次 4. 切き 5. 数 5. 数 6. 数 6. 数 6. 数 6. 数 6. 数 6. 数	①回避又は低減に係る評価	一広らる的人の一大のでは、一大のでは、一大のでは、一大のでは、一大のでは、一大のでは、一大のでは、一大のでは、一大のでは、一大のでは、一大のでは、一大のでは、一大のでは、一大のでは、一大のでは、一大のでは、

表 7-2-4(10) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

	環境影響	評価項目				T.14 D
£	<b>環境要素</b>	影響要因	調査の基本的な手法	予測の基本的な手法	評価の手法	手法の 選定理由
	の区分	の区分				選足理田
水環境	水資源	<b>工事の実施</b> ・トンネルの 工事	1. 調査すべき項目 水資原基本的な手法 (文献調査) ・河流、池、湖沼における 水資、、地、の飲料用、の 、水資水を日、、資料の収集・ 現、として、工業の 、大変を用、、資料の収集・ 地域の 、大変を開発ののとアリング を有い、必要に応じて現地路 を有い、必要に応じて現地路 を有い、必要に係る水が を有い、が生じる であると考えられる地域	1. 予測項目 トンファン トンファック トンファック トンファック アルののよのない アルののよのない アル アン	①回避又は低減に係る評価	一般の の の の の の の の の の の の の の の の う る う る
		<b>存在及び供用</b> ・鉄道施設 (トンネル) の存在	1. 調査すべき項目 水資本の利用状況 2. 調査の基本の (文献調査) ・河川資水、池、湖沼における 水資、、池、の飲料用、 派として工業用等の 水資水産用、、資料の収集・ 現、 、で、 、資料の収集・ ・関係行い、必要に応じて現地路 査 3. 調査地域 鉄道施設の存在に係るれが 源としており を変が生じる なが、 が変が生じる なが、 が変が生じる なが、 が変が生じる があると考えられる地域	1. 予測項目 一般 では、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	①回避又は低減に係る評価	一般的に 広られて る手法

表 7-2-4(11) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境	竟影響評価項目				エンナの
環境要		調査の基本的な手法	予測の基本的な手法	評価の手法	手法の 選定理由
の区分					
土壌に係る環境その他の地形及び地質地び	<b>工事の実施</b>   ・工事の実施   ・工事施工   ・工ド及   ・工ド及路   設置	工 地形及び地質の分布、状態及び	1. 予測項目 工事施工ヤード及び 工事用道路形及び地質 る重要な地形及び地質 るの影響 2. 予測の基本的な手法 事業の実施に伴うの 影響を地形及が地質る 影響をもいすると による定性的予測 3. 予測地域	①回避又は低減に係る評価	国省づ手 土令く法 が表
環境	存・・・・ で で で で で で で で で で で で で で で で で	道路の設置に係る重要な地形及び地質への影響が生じるおそれがあると考えられる地域  1.調査すべき項目 地形及び地質の概況、重要ない地形及び地質の分布、状態及び特性 2.調査の基本的な手法 (文献調査) ・地形及び地質関連の文献、資料の収集・整理・必要に応じて現地踏査	3. 予測域と同様 4. 予測事期 1. 予測面地域と同期 1. 予測面型期期間目 1. 予測面に地域と同期 1. 予測面に地域との形明定の形明定を変響を表施びからの形明定との形明定地域と予測性地域と表別のという。 3. 予測をは、予測を時期 4. 予測を時期	①回避又は低減に係る評価	国省令 会 会 会 き き き き き き き き き き き き き き き き
地盤下	(駅)の存 盤沈 <b>工事の実施</b>	<ul><li>生 じるおそれがあると考えられる地域</li><li>1.調査すべき項目</li></ul>	4. ア湖内 鉄道施設の完成時 1. 予測項目 トンネルの工事に係る地盤沈下 2. 予測の基本的な手法 定性的手法と定量的手法 大きを用いた定量的手法 、予測地域 調査地域と同様 4. 予測対象時期	①回避又は低減に係る評価	一般的に かられてい る手法
	<b>存在及び供</b> ・鉄道施設 (トンネル の存在	トンネルの工事に係る地盤 沈下が生じるおそれがあると 考えられる地域 1.調査すべき項目 地盤沈下の発生状況	4. ア湖南明 工事期間中  1. 予測項目 鉄道を下でである。 会地を表現の基本的な手法 定性のの基本的な手法 定性ののでは、 会別では、 会別では、 会別では、 会別では、 会別では、 会別では、 会別では、 会別では、 会別では、 会別では、 会別では、 会別では、 会別では、 会別では、 会別で、 会別で、 会別で、 会別で、 会別で、 会別で、 会別で、 会別で	①回避又は低減に係る評価	一般的に 一般られ の の に い の る 手 法

表 7-2-4(12) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

	環境影響	評価項目				T 111. m
	境要素	影響要因 の区分	調査の基本的な手法	予測の基本的な手法	評価の手法	手法の 選定理由
土壌に係る環境その他の環境	土壌汚染	<b>工事の実施</b> ・切出に ・切出に ・切断の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1. 調査すべき項目 土壌汚染の状況及び地質の 状況 2. 調査の基本的な手法 (文献調査) ・土壌汚染関連の文献、資料の 収集・整理 ・関係自治体等へのヒアリング を行い、必要に応じて現地踏 査 3. 調査地域 切土工等又は既存の工作物 の除去、トンネルの工事を行う 地域	1. 予測項目 平力測項目 中本の本語 中本の本語 大生 中本の本語 大生 大生 大生 大生 大生 大生 大生 大生 大生 大生	①回避又は低減に係る評価	一広らるの場合の大学を表現である。
その他の環境要素	п -	存在及び供用 ・鉄道施設 (常上式)の 存在 ・鉄道施設 ・鉄道施設 (駅)の存在	1. 調査すべき項目 土地利用の状況、地形の状況 2. 調査の基本的な手法 (文献調査) ・土地利用及び地形関連の文 献、資料の収集・整理 ・必要に応じて現地踏査 3. 調査地域 鉄道施設の存在に係る日照 阻害の影響を受けるおそれが あると認められる地域	1. 予測項目 鉄道施設の存在に係る日別の基本的な手法 を日別の基本的な手法 冬子別の基本的はる等 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	①② と検公置日ず係に各体ら 関に基と検公置日ず係に各体ら 関に基と検公置日ず係に各体ら が方よる ・「電子のお供に でのすり等負」共定準 がある生に担 のすり等負」共定準	国省づ手 大会 本名 本名 本名 本名 本名 本名 本名 本名 本名 本名
	電波	<b>存在及び</b> 供設 ・ (存鉄 高上 ・ (存 ・ ( 下 ( 下 ( 下 ( 下 ( 下 ( 下 ( 下 ( 下 ( 下 (	1. 調主 (1) (1) (1) (2) (2) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	1. 予測項目 のお電別の基本にで の的な電計 ののもなでで ののもなでで ののもなでで ののもなでで ののででする。 でのででする。 ののでででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののでででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののでででする。 ののでででする。 ののでででする。 ののででする。 ののでででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででする。 ののででででででする。 ののでででする。 ののででででででででででででででででででででででででででででででででででで	①回避又は低減に係る評価	一広らる 般くれ手 的用て法 にいい

表 7-2-4(13) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

	環境影響評価項目							
		現現形管 養要素	影響要因	調査の基本的な手法	予測の基本的な手法	評価の手法	手法の 選定理由	
	$\mathcal{O}$	区分	の区分					
土壌に係る環境その他の環境	他の環境要素	文化財	存在・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1. 調査すべき項目 法令等で指定されている史 跡、名勝、天然記念物等の状況 2. 調査の基本的な手法 (文献調査) ・文化財関連の文献、資料の収集・整理 ・関係自治体等へのヒアリングを行い、必要に応じて現地踏査 3. 調査地域 鉄道施設の存在に係る文化 財への影響が生じるお あると認められる地域	1. 予測項目 鉄道施設の存在に係る文化財への影響 2. 予測の基本的な手法 事業の実施に伴う文化財への影響の定性的 予測 3. 予測地域 調査地域と同様 4. 予測対象時期 鉄道施設の完成時	①回避又は低減に係る評価	一放られた の用では の手法	
		磁界	<b>存在及び供用</b> ・ 列車下る場合 を除く。)	1. 調査すべき項目 土地利用の水手法 (文献調査) ・土地利用及び地形関連の文献、資料の収集・整理 ・必要に応じて現地踏査 3. 調査地域 響を受けるおそれがあると認められる地域	1. 予測車 項項の 大本アの 関連の 大本アの 関連の 大本アの 大本アの 大本アの 大本アの 大本アの 大地域 大海、 大神大 大神大 大神大 大神大 大神大 大神大 大神大 大神	① ② ・	調般くれ手予価リ験けの査的用で法測;ニ線る引ー広らる 評梨実お例	

注1.評価の手法の「①回避又は低減に係る評価」は、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減がなされているか、見解を明らかにすることにより行う。

注 2. 評価の手法の「参考」は、国又は地方公共団体による環境保全の観点からの施策による基準又は目標が定められていないため、事業者が参考として定め、整合が図られているかを検討する基準等を示す。

表 7-2-4(14) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

		記録音計画項目に依る調査、「例及い記			•
環境影響 環境要素 の区分	評価項目 影響要因 の区分	調査の基本的な手法	予測の基本的な 手法	評価の 手法	手法の 選定理由
動物	<ul> <li>事建稼資械用の切は作トエエー事設</li> <li>施械 び搬車 等の除ル 工び路</li> <li>の機に両 又工去の ヤエの</li> </ul>	1.調査乳類、同生類、同生類、同性の状況・主動物、生息の生産を変して、で、現地類、一生のの地域・で、中ので、の地域・大き、は、大き、は、大き、は、大き、は、大き、は、大き、は、大き、は、大き、は	1. る目のよう か の の 解種 へ な 引 る域の、い は 所 の よ 地響所 つ に び 地 的 の よ 地響所 つ は と 時 中 に び 地 的 の よ 地響所 つ 様 3. 4. 1. 3. 1. 4. 1. 4. 1. 4. 1. 4. 1. 4. 1. 4. 1. 4. 1. 4. 1. 4. 1. 1. 4. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	<ul><li>①</li><li>②</li><li>回はに評</li><li>型低係価</li><li>又減る</li></ul>	国省づ手

表 7-2-4(15) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

	環境影響	評価項目		子細の甘木がな	<b>並供の</b>	手法の
	環境要素	影響要因	調査の基本的な手法	予測の基本的な 手法	評価の 手法	要定理由
	の区分	の区分		<b>4 1</b> .	7 1-	
動物	の重及す息を重及すりを重要である。	<b>存・</b> (の鉄(はの鉄(青鉄駅) の 大 (大 で で で で で で で で で で で で で で で で で	1. 調査すべ鳥類、爬虫類、尾虫類、尾虫類、魚類、底生動物の状況のび生息環境を変更な状況を生息地の分布、生息の状況及び生息環の状況ので生息地の分布を生息が変更の状況のな生息が変更の状況を生息地の分布をあるがった。 はままして、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには	1. にび地2. 手 用重個種影で3. 4. 時 ・ 1. にび地2. 手 用重個種影で3. 4. 時	Table   Ta	度上上会上上上 <t< th=""></t<>

表 7-2-4(16) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

	環境影響	評価項目				工社の
	環境要素 の区分	影響要因の区分	調査の基本的な手法	予測の基本的な手法	評価の手法	手法の 選定理由
植物	要な群落	<b>エ事の</b> <b>実施</b> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1.調査すべき項目 ・連切を係った。 では、	1. 予測項目 工事項目 工事の実施落への 響響。 2. 予測の基本的な引票で 響響。 2. 予測の基本的ののようのののののののののののののののののののののののののののののののののの	①回避又は低減に係る評価	国省づ手生物ではある。
		存・(の鉄地域の鉄高を大きででは、1000年代の大学学校の表情が、1000年代の大学学校の大学学校の大学学校の大学学校の大学学校の大学学校の大学学校の大学学	1.調査すべき項目 ・・支頂目 ・・をにしている。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1. 予測項目 会に 会に 会に 会に 会に 会に 会に 会に 会に 会に	①回避又は低減に係る評価	国省づ手工会の主義を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を

表 7-2-4(17) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

Τ			記が昔計画項目に成る調査、「			<del>-</del>
Ì	環境影響 環境要素 の区分	計価項目 影響要因 の区分	調査の基本的な手法	予測の基本的な手法	評価の手法	手法の 選定理由
生態系	地域で特を特る生態を	エ・・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1. 調査すべき項目 ・動植物その他の自然環境に係る機数の注目種・群集の生態、他の文注目種・の生態、他の文注目種・の生態、他の大況とも、文明をある。 2. 調査の基本的な手法・文の状況 2. 調査の基本的な手法・文の投び解析・現地踏査による情報をの現び解析・現地踏査により補足 3. 調査地域 エリッといると認力を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	1. 予測項目 にる生性 にる に と に る に と に る 能 目 息 施 け し い の で が 出 タ の な を い で で で で で で で で で で で で で で で で で で	①回避又は低減に係る評価	国省づ手 大会に参 が基考
		存在外でである。 では、 では、 では、 での、 での、 での、 での、 での、 での、 での、 での	1. 調査すべき項目 ・動植物その他の自然環境に係る概況 ・複数の動植、生息・生育環境)の状変動が、生息・生育環境)の状況 2. 調査の基本的な手法 ・文状況 2. 調査の基本的な手法 ・文財産の地でに当事が収集が解析 ・現現との時間を表しまり、補足 3. 調査地域 鉄道施設がより、大会と認めませると認めます。 は、おきないないは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	1. 予測項目 存在にるたに 等ででは のでが出り のでが出り のでが出り のでが出り のでが出り のでが出り のででででである。 を主いででである。 を主いでである。 を主いでである。 を主いでである。 を主いでである。 を主いてでである。 を主いてでである。 を主いてでである。 を主いてでは、からいででは、からいででは、からいででは、からいででは、からいででは、からいでである。 を主いている。 は、からいででは、からいででは、からいでである。 をいいでは、からいでである。 をいいでは、からいでである。 をいいでは、まれている。 は、いいのででは、いいのでである。 は、いいのでである。 は、いいのでである。 は、いいのでは	①回避又は低減に係る評価	国省づ手生命では多い。
景観	主望景並要景要点観びな観眺び源主望	存在及び供用 ・ ( 世界 ) ( 世界	1.12 (本す項目 1.調査すびき項目 主要な質別に、 主要な変にいる。 主要な変にいる。 主要な変にいる。 主要な調査が、 大学では、 、 大学では、 、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、 大学では、	1. 予測項目 存在に係る 予測項目の影響 2. 予測通応の基本的な影響 2. 予測通にで、法の 影響といっ。という。 影響といっ。 影響といっ。 影響といっ。 の表眺に一ジ変化の の表眺に一ジ変化の の表眺に一ジ変化の のまい。 のまで、 表のオ用度の 3. 予測地域。 のまる。 多い。 多い。 のまる。 多い。 のまる。 のまる。 のまる。 のまる。 のまる。 のまる。 のまる。 のまる。 のまる。 のまる。 のまる。 のまる。 のまる。 のまる。 のまる。 のまの。 のまた。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の	①回避又は低減に係る評価	国省づ手生命では多い。

表 7-2-4(18) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

	環境影響			「別及し町画の」		
	環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査の基本的な手法	予測の基本的な手法	評価の手法	手法の 選定理由
人と自然との触れ合いの活動の場	主とのいの生生とのいの場合は、大と合動	存在・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1. 調査 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1. 予調値 一字 一字 一字 一字 一字 一字 一字 一字 一字 一字	①回避又は低減に係る評価	国省づ手出合く法
廃棄物等	建設では、金融では、金融では、金融では、金融では、金融では、金融では、金融では、金融	工事の実施         ・切出を発生         ・切切の         作物のネル         工事	_	1. 予測項目 建設工事に伴う副産 物の状況事と処理・処理・ の状況の基本的な手法 事例の引発を担対の 主と廃棄状況の方法を 建設廃生状況の方法を が、近よる が、たま が、たま が、たま が、たま が、たま が、たま が、たま が、たま	①回避又は低減 に係る評価	国省づ手 土令く法 をに参
	廃棄物等	<b>存在及び供用</b> ・鉄道施設 (駅)の供用	一 一   一   一   一   一   一   一   一   一   一	1. 予測項目 鉄道にといい。 供生生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	①回避又は低減に係る評価	一広らるのは、一広られません。

表 7-2-4(19) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

	環境影響	評価項目				エ洪の
	環境要素	影響要因	調査の基本的な手法	予測の基本的な手法	評価の手法	手法の 選定理由
	の区分	の区分				選足理田
温室効果ガス	温室効果ガス	工事の実施 ・建設動 を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	_	1. 予測項目 建設ス 2. 予測の基本的な手法 類別事例を多必を手法 類別事例を表別の基本的な手法 類別事例を表別を表別の表別の表別の表別の表別の表別の定と、当該を表別の定性 は、当該を表別の定性 は、当該を表別の定性 は、当該を表別のでは は、一つでは、 は、一つでは、 は、このでは、 は、 とのでは、 とのでは、 は、 とので、 とのでは、 とので、 とので、 とので、 とので、 とので、 とので、 とので、 とので	①回避又は低減に係る評価	一成らるという。
		存在及び供用 ・鉄道施設 (駅)の供用	_	1. 予測の基本的な手術型 (地室 かまま ) 別項 (地室 かまま ) 別の基本的な手術型 (地室 かま ) 別の事法定室 が (地室 かま ) が (地域 ) 予類 (もの ) が (地域 ) 予別 (もの ) で (もの ) で (もの ) が (もの )	①回避又は低減に係る評価	一広らる

注1.評価の手法の「①回避又は低減に係る評価」は、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減がなされているか、見解を明らかにすることにより行う。